

別 海 町 議 会 会 議 録

第 1 号 (平成 2 2 年 3 月 1 0 日)

○ 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		平成 2 2 年度行政執行方針並びに提出案件の概要説明 平成 2 2 年度教育行政執行方針
日程第 6	議案第 1 2 号	平成 2 1 年度別海町一般会計補正予算 (第 7 号)
日程第 7	議案第 1 3 号	平成 2 1 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 8	議案第 1 4 号	平成 2 1 年度別海町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 9	議案第 1 5 号	平成 2 1 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 0	議案第 1 6 号	平成 2 1 年度別海町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 1	議案第 1 7 号	平成 2 1 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 2	議案第 1 8 号	平成 2 1 年度町立別海病院事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 3	議案第 1 9 号	平成 2 1 年度別海町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 4	議案第 3 号	平成 2 2 年度別海町一般会計予算
日程第 1 5	議案第 4 号	平成 2 2 年度別海町国民健康保険特別会計予算
日程第 1 6	議案第 5 号	平成 2 2 年度別海町老人保健特別会計予算
日程第 1 7	議案第 6 号	平成 2 2 年度別海町下水道事業特別会計予算
日程第 1 8	議案第 7 号	平成 2 2 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
日程第 1 9	議案第 8 号	平成 2 2 年度別海町介護保険特別会計予算
日程第 2 0	議案第 9 号	平成 2 2 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 1	議案第 1 0 号	平成 2 2 年度町立別海病院事業会計予算
日程第 2 2	議案第 1 1 号	平成 2 2 年度別海町水道事業会計予算について

○ 会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員会報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	諸般の報告

日程第 5		平成 2 2 年度行政執行方針並びに提出案件の概要説明 平成 2 2 年度教育行政執行方針
日程第 6	議案第 1 2 号	平成 2 1 年度別海町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 7	議案第 1 3 号	平成 2 1 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 1 4 号	平成 2 1 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 1 5 号	平成 2 1 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 0	議案第 1 6 号	平成 2 1 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 1 7 号	平成 2 1 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 1 8 号	平成 2 1 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3	議案第 1 9 号	平成 2 1 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	議案第 3 号	平成 2 2 年度別海町一般会計予算
日程第 1 5	議案第 4 号	平成 2 2 年度別海町国民健康保険特別会計予算
日程第 1 6	議案第 5 号	平成 2 2 年度別海町老人保健特別会計予算
日程第 1 7	議案第 6 号	平成 2 2 年度別海町下水道事業特別会計予算
日程第 1 8	議案第 7 号	平成 2 2 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
日程第 1 9	議案第 8 号	平成 2 2 年度別海町介護保険特別会計予算
日程第 2 0	議案第 9 号	平成 2 2 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 1	議案第 1 0 号	平成 2 2 年度町立別海病院事業会計予算
日程第 2 2	議案第 1 1 号	平成 2 2 年度別海町水道事業会計予算について

○出席議員（ 1 7 名）

1 番	西 原 浩	2 番	沓 澤 昌 廣
3 番	福 原 春 夫	4 番	安 部 政 博
5 番	瀧 川 榮 子	6 番	山 田 信
7 番	丹 羽 勝 夫	8 番	松 原 政 勝
9 番	戸 田 博 義	1 0 番	戸 田 憲 悦
1 1 番	中 村 忠 士	1 2 番	佐 藤 初 雄
1 3 番	池 田 幸 雄	1 5 番	山 崎 賢 一
1 6 番	佐々木 春 男	副議長	1 7 番 横 堀 昭 康
議 長	1 8 番 渡 邊 政 吉		

○欠席議員（ 1 名）

1 4 番 安 田 輝 男

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	山 口 長 伸	代表監査委員	鈴 木 英 世
教 育 委 員 長	今 西 和 雄	選 管 委 員 長	高 崎 好 蔵

農業委員会委員長 松 田 寅 義
 福 祉 部 長 佐 竹 博
 建 設 水 道 部 長 田 中 忠 敏
 会 計 管 理 者 秋 森 正 弘
 福祉部部長代理 田 村 秀 男
 監査委員事務局長 半 田 雅 代
 農委事務局長 千 葉 俊 文
 総務課参事 大 島 登
 財 政 課 長 森 本 哲 男
 福 祉 課 長 笠 原 悦 雄
 町 民 課 長 斎 藤 英 彦
 福祉課参事 清 尾 昌 弘
 デイサービスセンター長 小 椋 忠 男
 保健センター長 田 村 秀 男
 環境特別推進室長 佐 藤 康 男
 商工観光課長 中 村 保 彦
 事 業 課 長 天 田 豊
 下 水 道 課 長 光 延 章
 病院事務課長 宮 部 正 好
 学 務 課 参 事 今 井 道 春
 社会体育課長
 (総合スポーツセンター館長) 齊 藤 敏 幸

総 務 部 長 小 守 正
 産業振興部長 飯 島 孝 二
 教 育 部 長 根 本 幸 三
 病 院 事 務 長 真 籠 毅
 産業振興部部長代理 中 村 保 彦
 福 祉 部 次 長 守 川 昇
 総 務 課 長 松 本 光 永
 総合政策課長 有 田 博 喜
 税 務 課 長 干 場 俊 昭
 福祉部付課長 松 壽 和 広
 保 健 課 長 佐 藤 良 幸
 特 老 施 設 長 村 井 勉
 老 健 事 務 長 佐々木 諭
 農 政 課 長 土 井 一 典
 水産みどり課長 藤 原 繁 光
 管 理 課 長 木 村 功 男
 事業課技術長
 (建築担当・病院建設準備担当) 山 岸 英 一
 出 納 室 長 上 月 昭 彦
 学 務 課 長 佐 藤 英 敏
 生涯学習課長 中 川 浩

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 次 春

主 任 福 原 義 人

○会議録署名議員

1 番 西 原 浩

2 番 沓 澤 昌 廣

3 番 福 原 春 夫

議長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 平成 22 年第 1 回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私極めて御多忙のところ全員の御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、一向に景気の回復が見られない中、本町においては、昨年から国の地域活性化交付金等も活用して、景気浮揚対策としてのプレミアム商品券の発行や町単独の公共事業の前倒しを行うなど、雇用・経済危機対策の取り組みを進めてきました。一部の事業については、来年度への繰り越しとなりますが、今後、地域経済の活性化等がより一層進むことを期待しております。

迎える平成 22 年度も、国の制度改正などの変革により、地方とにとっては大変厳しい財政運営となることが予想されますが、本町においては、克服すべき多くの課題を抱えています。このような中、町民の負託を受け、町政に携わっている私どもが、議会の権能を十分に発揮することはもちろんのこと、地方自治体を取り巻く環境の変化に対応できるよう、日ごろの研さんと、新たな議会改革が求められていると思います。

本定例会は、そうした状況の中、平成 22 年度の当初予算等を審議する最も重要な議会であります。山積する行政需要に対応するために、問題点や課題を明確にしながら、町民の皆様とともに考えていかなければならないと思います。

本定例会に提出する議案は、予算、条例制定や一部改正など、町民生活に重大な関連があり、かつ、その内容も多様にわたり、膨大なものとなります。したがって、会期も相当の日数を要することとなりますが、町民の福祉増進の見地から十分な検討を加え、また、議員各位の綿密、周到な御審議により、適正にして妥当な議決に至りますよう念願しているところでございます。

早春とは申しながら、まだまだ寒暖の差厳しい折、皆様にはおかれましてはせいぜい御自愛の上、審議に精励していただきますよう心からお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。

開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから、平成 22 年第 1 回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、17 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、14 番安田議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において指名をいたします。

す。

1 番西原議員、2 番沓澤議員、3 番福原議員、以上3名を指名いたします。

日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみでございます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐々木春男君） それでは、議会運営委員会報告を行います。

2月22日、2月25日、3月2日、3月8日の4回にわたって開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で47件であります。

提出されました議案は、平成22年度各会計予算9件、平成21年度各会計補正予算8件、条例の制定1件、廃止が1件、条例の一部改正が18件、組合等規約の変更が5件、町道の認定廃止1件、根室広域圏振興協議会の廃止が1件、別海町監査委員、管内公平委員の選任同意がそれぞれ1件、人権擁護委員の推薦諮問が1件であります。

これら提出案件のうち、議案第3号から議案第11号までの平成22年度各会計予算9件と、議案第39号別海町小作料協議会条例の廃止を除く37件については、委員会に付託せずに本会議において、質疑、討論、採決すべきものと決定いたしました。

委員会に付託する、平成22年度各会計予算については、全議員で構成する平成22年度別海町各会計予算審査特別委員会を設置して審査すべきものと決定いたしました。委員長には戸田憲悦議員、副委員長には佐藤議員を候補者として選任いたしました。正副委員長の互選については、議長指名で行いますので御了承願います。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、3月10日から3月18日までの9日間で、1日目には、町長提出議案の内容説明、質疑、一部について討論・採決を行い、2日目は、町長提出議案の残りについての内容説明、質疑、討論・採決を行います。

なお、議案第12号から議案第19号までの平成21年度各会計補正予算の8件については、1日目に議案説明、質疑を行い、2日目に討論・採決を行うことといたしました。

3日目には、一般質問を行うことといたしました。

予算審査の中で、一般質問と同様の質疑も予想されることから、予算審査の前の12日に行うこととしております。

なお、3月13日から16日までの4日間は休会とし、予算審査特別委員会は15日と16日に行い、付託議案の委員長報告、質疑、討論・採決は17日に行うことと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、松原議員、丹羽議員、西原議員、佐藤議員、中村議員、瀧川議員の6名であります。質問の順番は、運用規程に基づき、通告順に行うことといたしました。

次に、請願、陳情等についてであります。

受理いたしました要請、陳情等は、お手元に配付したとおりであります。提出された要

請書等の写しは議員控え室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出をお願いいたします。

次に、議員、委員会提出案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は5件であります。

まず、町長の専決事項の指定については池田議員から、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例と別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定の2件については佐々木議員から、事業仕分けによる廃止等事業の見直しを求める意見書を福原議員から、季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を求める意見書を中村議員から、それぞれ提出いたします。

また、委員会提出案件は2件が予定されています。

道立衛生学院の存続を求める意見書が安部文教厚生常任委員長から、経済・金融不安から国民生活を守り、社会的セーフティネットの拡充を求める意見書については戸田産業常任委員長から、いずれも最終日に提案されることになっております。

以上、議会運営委員会で協議いたしました内容について御報告をいたします。

日程第3 会期決定の件

- 議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの9日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

- 議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

日程第5 平成22年度行政執行方針並びに提出案件の概要説明

平成21年度教育行政執行方針

- 議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から平成22年度行政執行方針並びに提出案件の概要について説明があります。

町長。

- 町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成22年第1回定例会を招集をさせていただきました。議員各位には、何かと御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、平成22年別海町議会第1回定例会の開会に当たりまして、町政執行に対する私の所信を申し上げさせていただきます。

私は平成19年4月、多くの町民の皆様からの御支持をいただき、町政のかじ取りを託されて以来、マニフェストに掲げた政策の実現を目指し、町づくりに取り組んでまいりました。この平成22年で4年目を迎えますが、改めて議員各位並びに町民の皆様から賜りました多くの御理解と御協力の、心から感謝を申し上げます。

この間、私は、「町民の皆様と一緒に自立のまちづくりを進めたい」という思いを胸に、常に町民の皆様方の声に耳を傾け、私自身が町民感覚を失わないことを心がけ、町政の執行に当たってまいりました。

特に、町民の皆様方の声に耳を傾けることにつきましては、2回にわたる「地域懇談会」や平成21年度から新たに実施しております「町長と話しませんか」、また「ミルクミーティング」などの開催により、さまざまな方から貴重な御意見を伺うことができ、大変有意義なものとなっております。このような地域懇談会などを通じていただきました町民の皆様方の貴重な御意見をもとに、町立別海病院の改築に取り組み、現在、平成24年秋の開設に向け、工事が進められようとしているところでございます。

また、平成30年度を目標年次とした第6次別海町総合計画につきましても、多くの町民の皆様方の参画や御協力をいただきながら、策定することができました。今後も自立の道を歩むための財政構造の構築を視野に入れながら、総合計画で将来像とした「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかい」を目指して、町民の皆様方の声を反映した行政の推進に努め、質の高いサービスを提供するため、職員とともに全力で取り組んでまいります。

別海町自治基本条例の制定についてでございます。

地方分権改革の推進により、国から地方への権限や財源の移譲が進む中、「自己決定」、「自己責任」に基づいた自治体運営が求められております。

また、昨年の政権交代による「地域のことは地域で決める」地域主権の確立に向け、自治体の裁量や自由度が増すことになることから、町民の皆様方の意志に基づいたみずからの判断と責任による行政運営を進めるため、住民自治の拡充を図り、住人の意思を十分に反映させるための仕組みづくりが求められております。

そして、町民の皆様が生き生きと暮らし、活動できる町の実現を図るためには、多くの人たちの視点から町政運営が行われるとともに、町政運営の透明化が図られ、「参加、協働、情報の共有などの仕組みづくり」と、情報公開、個人情報保護、計画的行財政運営、組織編制、行政評価などの「町政運営の基本原則」を定める必要があります。

このようなことから、平成22年度には、別海町にふさわしい「行政運営の基本原則」、「自治推進のための基本理念」を定める「別海町自治基本条例」（仮称）を町民の皆様方とともに力を合わせて制定をいたしたいと考えております。

この条例は、地方自治法に定める制度を基本に、町の特性を生かし、町民の参加と協働による別海町づくりを推進するための制度や町民との関係など、町政運営のルールとして定める「町の憲法」ともいべき条例でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、平成22年度の主な施策の推進について申し上げます。

1として、「活力ある産業のまち」といたしまして、まず、酪農・畜産の振興についてであります。

飲用牛乳消費の低迷や飼料穀物・肥料価格の高騰などは一過性のものではなく、人口の減少や世界規模の構造的な要因であり、輸入穀物・肥料に依存する生産構造には、限界があるものと考えられます。輸入穀物・肥料など、海外に過多に依存する生産体制を地域の飼料生産基盤を最大限に活用し、地域でできるだけ賄う、資源循環型酪農を早急に構築し、実践することが重要であることから、サイレージ用トウモロコシの品種改良・増産、草地・草種の改良、土壌診断の有効活用、乳牛の改良・防疫など、関係機関・三大学連携のもとにその方向性を見きわめ、積極的な取り組みを展開してまいります。

また、酪農・畜産業が、これからも希望と意欲を持って取り組むことができる産業であるために、生産基盤整備事業及び農村環境整備事業等の確保・推進はもちろんのこと、ヘルパー・コントラクター・TMRセンター組織などへの支援を強化していくとともに、町営育成牧場の冬季舎外施設などによるサービスの向上を図り、支援機能を充実してまいります。

現在、国が提唱している「農業の6次産業化」につきましても、道立食品加工研究センターや東京農業大学との連携協定を有効に活用し、製品開発や商品化を進め、活力と個性あふれる地域づくりを担う産業として役割を果たすとともに、消費拡大に向けて消費者ニーズを的確に反映し、生産に生かす牛乳消費拡大運動を進めてまいります。

さらに、全国一の酪農の町として国民の食料を確保し、供給責任を果たすためにも、生産現場の状況を速やかに理解していただく必要がありますし、酪農・畜産の戸別所得補償実施に向けても、農業者が意欲的に営農できるよう、より有効な施策・政策提案を行いながら、国・道などの関係機関に積極的な要望、要請活動を進めてまいります。

担い手の確保についても重要な課題の一つですが、とりわけ多額の資金が必要とする新規就農について、その任を担う「酪農研修牧場」のあり方について、広域的・管内的な視点から再度検討をしてまいります。

このほか、本町のすぐれた自然環境や農業生産とのふれあいを求める都市の住民との交流を通じ、農村の持つ多面的機能や公益的な役割への理解を深める取り組みとしてのグリーン・ツーリズムなど、都市と農村の交流を促進してまいります。

別海町が強く要請しておりました、第3期中山間交付金事業の継続実施が決定いたしました。計画では、対象面積を拡大し、向こう5年間実施されることとなりますが、具体的な事業内容が決まり次第、平成22年度の補正予算により対応してまいります。

次に、林業の振興についてであります。

森林は「緑の社会資本」として、地球温暖化の防止や安全・安心な暮らしの実現と緑豊かな美しい国土の形成・保全に寄与するものとして期待され、「コンクリート社会から木の社会」へ、林業の再生に向けた低酸素社会へと、政策転換が図られてきております。

安全で安心な農作物や水産物に欠かせない水は、豊かな森林によってはぐくまれるもので、酪農と水産業を基幹産業とする本町にとって、森林をしっかりと整備・保全していくことで不可欠であります。今後も森林の持つ多面的な機能を維持・促進していくため、町有林の適正な整備を図るとともに、民有林についても森林整備に対する意識啓発や森林所有者が行う除間伐、造林などの取り組みに対して支援してまいります。

また、地球温暖化防止に貢献する森づくりのために、「森林整備加速化・林業再生事業」が創設されましたので、これらを活用して林業の促進と活性化に結びつけてまいります。

さらに、町が毎年行っている「魚をはぐくむ森づくり対策事業」のほか、女性団体による「魚を殖やす植樹運動」や環境保全団体による自発的な植樹運動が行われており、このような取り組みの中で、地域住民の植樹活動や環境保全に対する意識の醸成と、それぞれの団体と相互理解を深め、連携・協力し、さらなる活動の輪が地域に広がるよう努めてまいります。

次に、水産業の振興についてであります。

本町の漁業は、地域経済を支える基幹産業の一翼を担う重要な産業であります。長年にわたり取り組んできた「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」の確立により、資源状

況は比較的安定しておりますが、将来にわたる良質な水産物の水揚げ確保など、意欲と希望を持って取り組むことのできる漁業環境づくりや、地域の特性を生かした沿岸水域の高度利用による資源の維持増大対策が不可欠でありますので、国・道の施策と連携しながら豊かな漁場づくりに努めてまいります。

また、食に対する安全・安心が強く求められている中、消費者の支持を得ていくことが必要であります。新鮮な魚介類の安定供給と消費者に信頼される産地づくりに向けて、水産物のより一層の品質・管理向上対策が重要でありますので、衛生的な漁港環境の整備を推進してまいります。

さらに、水産物の鮮度保持や付加価値向上による販路拡大に加え、これまで取り組んできたすばらしい地域ブランドの価値を一層高めるとともに、すぐれた産物を地元で消費する地産地消の推進や、魚食普及などによる需要拡大に向けた取り組みに支援してまいります。

現下の厳しい状況の中で、燃料・資材の高騰や魚価安の影響から、設備投資など資金ぐりに困窮している漁業者に対して、漁業経営の早期安定と持続的発展を図るべく、漁業経営健全化促進資金に対する利子補給の支援策を講じたところであります。

次に、観光振興についてであります。

本町には、野付風蓮道立自然公園や野付湾と風蓮湖（ラムサール条約登録湿地）これらのほか、野付半島と打瀬舟の北海道遺産の認定を受け、観光資源としての知名度や魅力が高まっております。

また、農・漁村での生活体験や豊かな自然を楽しむツアー、海外の旅行者や低コストの観光客など、国民の余暇の過ごし方や消費行動が多様化し、観光以外の楽しみ方がふえてきています。一方では、大型バスツアーから少人数の旅行へと変化するとともに、長引く景気低迷や新型インフルエンザの流行などにより旅行を控えるなど、観光客の入り込みが減少しております。

このようなことから、野付半島の外海クルージング航路の新設により、北方領土を間近に見ながらホエールウォッチングを行うなど、大自然を満喫できる観光ゾーンの開発に取り組み、観光客だけでなく地元の方々にも参加し、楽しんでいただけるような事業を推進してまいります。

このほか、本町のすぐれた地場産品を食材として、消費者や料理人に直接提供するためのイベントを地元のほか、札幌や東京で開催しながら、商品のPRと人的交流によるプロモーション事業を積極的に展開してまいります。

さらに、農業・水産業・商業・加工業と一般住民が本町の特色を生かすため、互いに情報を共有しながら都市につないでいく「都市と田舎を結ぶ連携事業」の拡充を図ってまいります。今後は、道東一円の広域的な連携強化と情報の共同発信などの事業や、民間団体などの新しいツーリズムの創設、定着に対する取り組みの支援を行うなど、観光振興を図ってまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

商工業につきましては、原材料価格や仕入れ価格の高騰、消費動向の鈍化に加え、店頭での低価格志向が強く、長引く景気低迷の影響から、本町の商工業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。このような状況に対応するためには、地域経済と町民生活の向上に重要な役割を担っている中小企業者の創意と工夫、消費者ニーズに合った経営戦略、そして地域に根差した事業展開が必要であり、このたび制定した「別海町中小企業振興基

本条例」をもとに、町民の方々や商工会などの各関係団体と協力しながら、地域経済の振興に努めてまいります。

また、大型店舗の進出があり、昨年から買い物客が町内にとどまるなど、地域全体として集客の機会がふえている状況が見られます。この状況をとらえながら、地域が一体となった新たな取り組みにより、商業地区全体の活性化につながることを期待しているところでございます。

次に、季節労働者対策についてであります。

季節労働者対策につきましては、「根室管内4町通年雇用促進協議会」と連携し、通年雇用化を支援いたします。

また、例年町が独自に就労機会の確保として取り組んでいる、冬期失業対策除雪作業を引き続き実施するとともに、国・道の雇用促進制度等を活用した新たな事業実施を検討してまいります。

二つ目として、「自然と共生するまち」といたしまして、まず、環境・エネルギー先進自治体の形成についてであります。

環境・温暖化対策の一環として取り組んでいるバイオマスタウン構想については、引き続き推進してまいります。また、昨年から新たに実施した太陽光発電への設置助成については、多くの申請があり、ニーズの高さを感じたところであり、平成22年度においても設置への支援を継続してまいります。

このほか、低酸素社会への取り組みも重要であり、エコ・エネルギーの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

次に、ごみ処理等循環型社会の形成についてであります。

廃棄物の3R、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）これらを促進し、ごみの減量化と資源の有効活用を図り、循環型社会の形成に努めます。また、ごみ処理場やし尿処理場の延命化に向けた設備補修を実施し、町民の皆様の生活環境の充実に努めます。

次に、公園の整備と緑化の推進についてであります。

憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場、子どもたちの遊び場としての公園を充実させるため、憩いの森公園などの遊具の補修や新設に取り組めます。

また、平成22年度において、快適な環境づくりに向けた新たな取り組みとして、「花のまちづくり事業」を展開してまいります。

三つ目ですが、「健やかに暮らせる福祉のまち」といたしまして、まず、健康づくりの推進についてであります。

すべての町民のが健康で元気に暮らせるように、健康管理意識の高揚と予防への取り組みや生活習慣病の見直しに向けた特定健診、高校生健診及び各種がん検診を実施してまいります。

また、各種健診の充実・受診率の向上に加え、国民健康保険被保険者に義務づけられた特定健診については、受診率55%を目標とし、検診後の支援体制の充実を図ってまいります。今年度から、5歳児相談や発達支援対策として、臨床心理士を配置し、適切な相談対応に努めてまいります。

次に、医療体制の充実についてであります。

町民の皆様が待ち望んでいた新病院の建設につきましては、工事の契約も終わり、3年間の継続事業により着手されましたが、平成24年秋には開設の予定となっておりますの

で、完成までもう少しお待ちをいただきたいと思います。

医師の確保につきましては、医師不足が叫ばれる中、内科医 4 名、産婦人科医 2 名、小児科医・外科医各 1 名となり、さらに小児科医・外科医につきましては、自治医大系の地域医療振興協会から各 1 名の出張医の派遣が決まり、医療体制が整ってまいりました。

住みなれた町で、町民の皆様が健康で安心して暮らし続けられるためには、医療の確保が最も重要であり、医療・保健・福祉が一体となった予防医療の推進、医療サービスの充実に努めてまいります。

また、町では、長年にわたる医師の派遣などについて、札幌医科大学から全面的な支援を受けてまいりましたが、さらなる連携を図るため、地域密着型チーム医療実習や地域の保健福祉に関する公開講座の開催など、多面的な地域医療連携事業を推進し、医療の充実に努めてまいります。

次に、子育て支援の充実についてであります。

核家族化が進展し、共働き家庭の働き方やライフスタイルも変化しており、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化などに対応するため、従来の取り組みの一層の充実や、さらなる子育て支援を進めることが必要になっております。このような社会環境の中、本町では、平成 22 年度において老朽化の著しい別海中央児童館を改築し、放課後児童クラブや、子育て支援センターを含めた子育て支援の体制整備とサービスの充実に努めるとともに、新たに地域交流室（仮称）でございますが、これを設け、子育て世代と高齢者等の地域の力をかりながら、子育て支援を積極的に進めてまいります。

また、健康で安全な妊娠・出産を迎えることができる支援対策として、母子保健法に基づく妊婦一般健康診査の健診費用の 14 回分の無料化の実施と、不妊に悩む方々への支援として、特定不妊治療費助成事業を引き続き実施してまいります。

次に、障がい者支援施策の充実についてであります。

障がい者基本計画及び障がい福祉計画に基づき、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図り、適正な福祉サービスの提供に努め、障がい者が今後も住みなれた地域で生活が送れるよう地域生活支援事業等の推進とともに、就労機会の確保に努めてまいります。

また、児童デイサービスセンターの運営も 2 年目に向け、子ども発達支援センター事業も含め、発達障がいを持つ幼児及び児童の早期発見・早期療育に一層努め、住民の期待にこたえてまいります。

次に、高齢者施策の充実についてであります。

高齢者が住みなれた地域で健康で生き生きと安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターと地域住民や介護サービス事業者等との協働・連携により、高齢者を地域全体で支えていく体制（地域ケアシステム）この推進や、地域と一体となった見守り体制の構築に努めてまいります。

また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域密着型サービス基盤整備を進め、本年 10 月を目途に、認知症高齢者グループホーム 1 施設と、小規模多機能型居宅介護事業所 1 施設を併設施設として整備してまいります。

さらに、老朽化が著しい特別養護老人ホーム清翠園の整備について、平成 22 年度において経営形態や規模等を含めた基本構想の策定に着手してまいります。

次に、社会保障の充実についてであります。

本町の国民健康保険特別会計は、大変厳しい運営が続いております。平成 17 年度から

の赤字会計解消に向け、一般会計からの繰り入れも実施してまいりましたが、平成２２年度においても厳しい財政状況が見込まれることから、地域経済を初めとした社会情勢や医療保険制度の動向などを踏まえ、課税限度額の改正と保険税率の見直しも視野に入れ、国保会計の健全化に努めてまいります。

四つ目として、「人を育てる学びのまち」といたしまして、まず、社会教育の推進についてであります。

町民一人ひとりが、心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、あらゆる世代のだれもが、いつでも学べる社会教育の環境づくりを推進するため、図書館や郷土資料館の施設の充実と、生涯学習センターの建設に向けた検討を進めます。

次に、学校教育の充実についてであります。

次代を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した特色ある教育活動と、信頼される学校づくりに向けた取り組みを推進し、平成２２年度では小学校社会科副読本の改訂や学校の耐震化、小中学校の英語助手の継続配置などにより、教育環境の向上に努めてまいります。

次に、地域文化の振興についてです。

地域に根差した文化の継承と町民全体の文化活動を推進するとともに、貴重な文化財の保存に向け、「奥行地区文化財」と「ヤチカンバ群生地」の保護に取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興についてであります。

町民の皆様が、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動により、健康の維持・増進が図られるよう、今後とも生涯スポーツ活動の場と機会の充実に努めてまいります。

５番目として、「快適で安全なまち」といたしまして、住宅の整備についてでございます。

住宅対策につきましては、高齢者や障がい者、若年層の定住の促進と安全・安心、快適な住まいづくりに向け、ユニバーサルデザインに配慮した町営住宅の計画的な整備を進めてまいります。総合的な居住環境の向上のため、老朽化しておりました西春別駅前団地公営住宅１０棟３８戸を、平成２７年度までに建てかえることといたしておりますが、平成２２年度におきましては２棟８戸の建てかえに着工いたします。

次に、道路・交通網の整備についてであります。

本町にとって町道の整備は、日常の交通安全確保及び生活物資や食料基地としての農林水産物の安定輸送の確保、救急医療時の輸送など、活力ある地域づくり、町づくりを進める上で、欠くことのできない事業であります。現在まで、国の施策・制度を活用しながら、計画的に整備を続けてまいりましたが、公共事業の大幅な削減が予想されております。

しかしながら、本町における道路整備はまだまだ十分とは言えないことから、平成２２年度において新たな事業として、臨時町道整備事業を実施することといたしました。今後の国等の動向にもよりますが、将来の財政的負担を踏まえ、真に必要な道路を見きわめながら、計画的・効率的な整備を推進してまいります。

また、老朽化した路線が増加してきておりますが、今後も道路機能を保持し、利用者の安全と便宜を図るよう地域の皆様と連携しながら、道路の維持管理に努めてまいります。

次に、水道の整備についてであります。

水道事業は、健康で快適な町民生活と、産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であることから、安全で良質な水の安定供給に向けて、日々努力をしているところでございます。水質に関する問題を最優先課題として、万全を期するとともに、老朽化が進んでいる水道施設の国営事業による改修や、長期改修計画による長寿命化を図ってまいります。

また、さらなる事務事業の合理化、効率化や経費の節減などによる健全な財政運営に努めてまいります。

次に、下水道処理施設の整備についてであります。

下水道事業は、老朽化が進んでいる終末処理場・中継ポンプ場の機器などの維持関係に多大な経費を要しますが、豊かな自然の保全と快適な環境づくりに欠かせないことから、計画的に更新事業を実施し、今後も維持管理費の縮減に努めてまいります。

また、合併処理浄化槽設置事業につきましては、平成11年度の事業着手から10年が経過しておりますが、今後も快適な居住環境の確保に向け、事業を推進してまいります。

次に、防災対策の推進についてであります。

ここ数年、世界各国で多くの自然災害が発生しておりますが、安全で安心な暮らしを確保するには、地域防災力を高め、あらゆる災害に強い町づくりを推進する必要があります。本町においても、風水害や地震による災害への備えとして、自主防災組織の育成や災害時に必要となる食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を充実するほか、4月からオープンする本別海地域防災センターでの防災訓練を実施してまいります。

本町の海岸線は、近年、海岸浸食が進み、暴風波浪・高潮等により番屋の床下浸水、魚網・漁具の流失、さらには生活道路等の被害が発生し、漁業経営に支障を来しております。また、海岸線が決壊した場合には、魚介類の生息環境や自然環境にも重大な影響が懸念されることから、早急な海岸保全対策について、国・道など関係機関に要請してまいります。

次に、6番目として、「参画と協働でつくるまち」といたしまして、まず、住民参画のまちづくりについてであります。

まちづくりには、町民の皆様と行政が地域社会における課題解決に向けて、それぞれの役割と責任を持って協働することが大切であります。各種計画の策定における委員の一般公募やパブリックコメントの導入など、町民の皆様の政策形成過程への参画、広報紙や町ホームページの充実・活用など、広報・広聴活動の一層の充実や情報公開を推進し、参画・協働に向けた町民と行政の情報共有の強化を図ってまいります。

平成22年度に予定しております自治基本条例の策定に当たっては、多くの町民の皆様の参画とあわせて、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、北方領土対策の推進についてであります。

我が国固有の領土ある北方領土が、ロシアに不法占拠されてから64年経過した現在、領土問題は未解決のままで、具体的な進展が見られません。このような状況の中、管内的には毎年2月7日を「北方領土の日」として、根室管内住民大会の開催、12月には、東京において北方領土返還要求アピール行動の実施、1月には、中学生を対象とした「北方領土サミット」が開催されております。

また、平成4年から続けております「ビザなし交流」も19年目を迎えようとしており、本年も6月に、北方4島交流受け入れとしてファミリーが、7月には、青少年が本町を訪問する予定となっておりますが、北方領土返還運動の先頭に立ってこられた元島民の

方々も高齢化が進み、領土問題の早期解決が急務であると考えております。

「別海町北方展望塔」は、昭和５７年に北方領土問題対策協議会により建設されましたが、２８年を経過し、老朽化が著しくなったことから、平成２２年度において改修される予定となっており、町としても外構の整備を行いながら、改修後は道の駅の指定により、観光客の集客を図るとともに、北方領土返還の拠点施設として、積極的な啓発に努めてまいります。

次に、時代に対応した自治体経営の推進についてであります。

一昨年の国際的な金融市場の危機を契機とした世界同時不況の影響が長引く状況にあり、我が国も長期的な景気後退局面に陥っています。このような経済情勢の中、新政権では「コンクリートから人へ」と変革を打ち出し、地域主権の政策を推進することといたしておりますが、歳入歳出の見直し、さらには地方交付税制度の動向など、地方財政の見通しは、先行き不透明な状況にあります。とりわけ町税収入の伸びは余り期待できず、地方交付税にその財源を大きく依存している我が町にとっては、非常に厳しい状況となることも見込まれているところであります。

また、町の財政運営の根幹となる町税の確保は、行政サービス、行政施策の実施に要する極めて重要な財源であり、公平・公正の原則のもと、課税客体の適正な把握はもとより、税の納期内自主納付の啓蒙により、新たな滞納者の発生を防ぐとともに、滞納額縮減のため、適切、かつ厳正に対処してまいります。

厳しい経済情勢の中にあって、今まで以上にむだをなくし、コストの縮減に取り組むとともに、常に費用対効果を考えた行財政運営が必要であります。町立別海病院や特別養護老人ホームの整備、老朽化した施設の建てかえなど、新たにスタートした第６次総合計画をしっかりと推進しながら、将来にわたって自立の道を歩むため、持続可能な財政構造の構築を視野に入れ、町民の皆様にとり行政サービスが行えるよう努めてまいります。

入札制度につきましては、平成２１年度において予定価格を事後公表するなど、公共工事の入札及び契約の適正化の促進を図っており、平成２２年度においても公共工事の品質を確保するための総合評価方式の導入に向けて検討を進めるほか、談合防止のため、職員に対する指導の徹底を図るなど、今後も適正な入札の執行に努めてまいります。

むすびになりますが、平成２２年度の主な施策等について御説明を申し上げましたが、この一つ一つが町民の皆様の日々の生活を支え、優しさを感じられるまちにつながることを望んでいるものでございます。

時代は、今、日々刻々と変化する社会情勢中で、行政が求められる役割もますます複雑化するとともに、多種・多様化してきております。そのような状況の中で、先人たちが苦勞に耐えながら築かれた産業・歴史・文化、広大で豊かな自然に新たな英知を加え、「住んでよかった」、「住み続けたい」と思っていただけのような、次世代に誇れる元気なまちに成長させていくことが、私たちに課せられた使命だと思っております。

平成２２年度は、第６次別海町総合計画がスタートして２年目となりますが、将来像であります「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかい」を目指して、各種事業を展開してまいります。

また、事業の展開に当たりましては、町民の皆様の幸せと将来のまちの姿に夢を抱きながら、「自立の道を歩むために、持続可能な財政構造の構築」を視野に入れ、「協働のまちづくり」を基本に、積極的に取り組んでまいります。

町民の皆様を初め、議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、平成２２年度の行政執行方針といたします。

次に、本定例会に提出させていただきました議案の概要について御説明申し上げます。

このたび提出させていただきました議案は、同意と諮問合わせて全部で４７件でございます。

議案第３号から議案第１１号までの９件につきましては、平成２２年度の各会計の当初予算でございます。一般会計では１４１億４,５００万円で、企業会計を含めた予算総額は２３０億６,９５１万円となっております。

議案第１２号から議案第１９号の８件につきましては、老人保健特別会計を除く平成２１年度の各会計補正予算でございます。このたびの補正につきましては、事業の精査や執行残の減額等を行うものですが、一般会計予算において、原資が残り少なくなっておりましてスポーツ振興基金、ふるさと創生基金の充実のために、それぞれ１,０００万円を積み立てるほか、国保会計の赤字解消のための繰り出しとして２億３,０００万円を計上したものでございます。

議案第２０号の北海道総合振興局並びに振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に合わせ、本町の六つの条例にあります「支庁」の条文を「総合振興局、振興局」に一括改正するものであります。

議案第２１号の別海町監査委員条例の一部改正につきましては、現在、２名となっております本町の監査体制の充実・強化を図るため、識見を有する委員を１名増員し、３名体制といたしたいとするものでございます。

議案第２２号から２４号の３件につきましては、昨年６月の期末手当の支給率について、暫定的な措置として「制定附則」により引き下げておりましたが、本年６月支給の支給率を「本則」で支給するため、それぞれ改正するものであります。

議案第２５号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正につきましては、昨年の人事院勧告において、月に６０時間を超えて勤務した職員に対する超過勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務代休時間の新設があったもので、４月１日から施行されるため、本町の条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

また、議案第２６号別海町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、昨年の人事院勧告に伴う期末手当の引き下げと、議案第２５号に関連した超過勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務代休時間の新設について改正するものであります。

議案第２７号の職員の分限に関する条例の一部改正ですが、地方公務員法では、職員が欠格条項に該当した場合において、条例に特別の定めがある場合以外は自動的に失職すると規定されておりますが、禁錮以上の刑に処せられた職員に対し、その罪が職務上の過失によるもので、刑の執行を猶予された場合には、情状により失職の判断ができるよう、失職の例外規定を定めるものであります。

議案第２８号は、別海町奨学資金支給条例の一部改正であります。医師及び准看護師等の奨学資金の現行の支給額の引き上げと、技術専門専攻者の就職義務期間の改正を行うものであります。

議案第２９号の別海町地域防災センター設置条例の一部改正につきましては、本年度完成した本別海町地域防災センターについて、新たに条例に追加するものであります。

議案第３０号は、別海町町税条例の一部改正であります。本町における入湯税の税率に

について、現行の「一人１日１５０円」を「宿泊１日１００円」、「日帰り５０円」に改定しようとするものであります。

議案第３１号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、身体障害者福祉法施行令の改正により、肝機能障害が新たに身体障害者の認定基準に追加されたことから、本町の条例の所要の改正を行うものであります。

議案第３２号は、別海町障害者地域生活支援事業条例の一部改正でございます。こちらの議案につきましては、障害者自立支援法が廃止され、新たな制度が創設されるまでの間、低所得（市町村民税非課税世帯）障害者等への利用者負担を無料とするものであります。

議案第３３号は、別海町立へき地保育園条例の一部改正でございます。この議案につきましては、とても残念でございますが、少子化等の影響によりまして、今月末をもって閉園することになりました「床丹へき地保育園」と「走古丹へき地保育園」を条例から削除するものであります。

議案第３４号別海町ケアハウス条例の一部改正につきましては、国における軽費老人ホームの利用料に関する基準が改定されるため、本町の条例についても所要の改正を行うものであります。

議案第３５号から議案第３７号の３件につきましては、今まで規定されていなかった公営住宅等における暴力団員の不法・不当行為等を未然に防止するための条文を新たに追加するため、改正するものであります。

議案第３８号の別海町社会体育施設設置条例の一部改正につきましては、昨年、廃校となりました美原・豊原各小学校の屋内体育館について、地域のスポーツ施設として開放するため、本条例に追加するものでございます。

議案第３９号は、別海町小作料協議会条例を廃止する条例でございます。改正農地法の施行により、標準小作料制度が廃止され、新たな仕組みへと変わることから、本条例を廃止するものであります。

議案第４０号は、町道路線認定及び廃止についてでございます。このたび、新たな４路線の認定と１路線について廃止をいたしたいとするものであります。

議案第４１号から議案第４３号までの３件につきましては、町が加入している組合等から、それぞれの組合における構成団体の解散・脱退、あるいは名称変更による規約の変更について協議を求められたことから、議会の議決を求めるものであります。

議案第４４号は、根室支庁管内町村公平委員会規約の変更についてでございます。北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、名称等の変更のため協議を求められたことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第４５号は、釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更でございます。こちらの議案も北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、所在地の位置の名称が変更するため協議を求められたことから、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第４６号の根室広域圏振興協議会の廃止についてでございます。根室広域圏振興協議会につきましては、昭和４７年に管内１市４町により設立されましたが、協議会の当初の目的が達成されたとの判断から廃止するもので、議会の議決を求めるものであります。

同意第２号は、根室支庁管内町村公平委員会委員の選任についてでございます。現在の

委員であります葛西祐さんが、今月末で任期満了となるため、再任をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

同意第3号は、別海町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。現在2名となっている本町の監査体制の充実・強化を図るため、識見を有する委員の1名を新たに選任することについて、議会の議決を求めるものでございます。

最後でございますが、諮問第1号は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。このたび釧路地方法務局長から、現在4名おります本町の人権擁護委員について、1名の増員を求められておりますので、尾岱沼にお住まいの池田實さんを推薦いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

以上、全部で47件の議案を提出させていただきましたが、本定例会において速やかに御審議をいただき、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、議案の概要説明いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） ここで、10分間休憩をします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、平成22年度教育行政執行方針について説明があります。

教育長。

○教育長（山口長伸君） 平成22年度の教育行政執行方針を申し上げます。

まず、昨年秋に開催されました第56回別海町少年弁論大会で、最優秀賞に輝いた中西別中学校1年生、盛合樹さんの弁論の一部を紹介いたします。

「もったいない」、これは日本ならではの言葉だそうで、ものへの尊敬と親しみが込められています。昔の人は、物も食べ物も自給自足で、ものの大切さが身にしみてわかるでしょう。何も無い土地から自分の手で畑を耕し、家を建て、たくさんの苦労をしてきたおじいちゃんやおばあちゃん。水は井戸から汲み、電気はなくランプの生活、服は穴があらつぎはぎをして、食べ物だって思うように手に入らなかったそうです。今の裕福な時代に生まれた私は、要らなくなったら捨てて買えばいいなど、もったいないという言葉からかなり遠ざかってきているのです。それで、「もったいない」という言葉がすてきですばらしい言葉ではないのかと感じるようになりました。

盛合樹さんの弁論は、この後、エコロジー、つまり環境・自然保全の論題につながっていくのですが、別海町の子供が、このようにグローバルな考え方ができているということに、誇りと自信を感じたのです。別海町の子供たちは、純朴でちょっとシャイな、ごく普通の子供たちですが、この子供たちこそ間違いなく本町開拓黎明期の先祖の血をたくましく引き継いでいるのです。

しかし、反面、子供たちの学力や体力の低下、押し寄せる肥満の増加は、本町の深刻な課題となって数年を経過しており、現状に目を背けることができません。この大きな課題解決のために、今こそ「教育は百年の大計」、「教育は人なり」を座右の銘として、「人を育てる学びのまち」づくりをしていくことが、私たちの使命と責任です。

そのためには、先人の残してくれた伝統と財産を生かし、「人をはぐくみ文化を創る心豊かなまちづくり」のために、全力を尽くして教育行政を執行していくことをお誓い申し

上げます。

我が国の教育改革は、教育基本法の改正を基本に、国家の大事業として推進されております。別海町教育委員会といたしましても、教育基本法の教育の目的とされている人格の完成をあらゆる教育行政の究極の目的として邁進いたします。

そのための施策として、社会教育では、町民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、子供から高齢者まであらゆる世代のだれもが、いつでも学べる社会教育の環境づくりを推進いたします。

学校教育では、次世代の本町を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりを進めながら、学校施設・設備の計画的な整備など、幼・小・中が一体となった総合的な教育環境の向上に努めます。

本町の町づくりは、社会教育・学校教育の両輪を連動させ、まずは人づくりから始めることが基本であるととらえております。

次に、こうした基本的な考え方のもと、取り組んでまいります主な施策について申し上げます。

第1は、生涯学習の振興であります。

本町の生涯学習は34年前にさかのぼり、昭和51年に誕生しました。今では日本全国、当たり前のように生涯学習が実践されておりますが、当時としては先進的・画期的で、教育行政の大変革だったのです。30年以上を過ぎた今、振り返ってみますと、町民の理解を得て、浸透を図るためには紆余曲折があり、まさに苦難の歴史を歩んできたようであり、改めて先達の御労苦に感謝と敬意をあらわすものです。

生涯学習の目的は、人づくりにあります。町民の皆様方一人ひとりが、生涯にわたって自己実現を図っていくことができるよう、みずから学び、みずからの学習成果を活用・評価できるような時と場をつくっていくことが大切であります。このために、教育委員会では、組織機構の大改革を実施し、社会体育課と生涯学習課を併合し、縦横の深い連携を図りながら、教育行政を推進いたします。それが生涯学習推進の根幹となる「育てよう、別海町の『学びの木』」の発達課題達成につながるものと確信するからであります。

また、老朽化した中央公民館の改築を含めた（仮称）生涯学習センターの建設のため、多くの町民の声を聞く等、基本構想の検討に着手いたします。

乳幼児から高齢者まで、みんなが学ぶまちづくりを目指し、全住民運動として取り組んでいただける環境づくりに努めてまいります。具体的には、成人や高齢者の方々が日常生活や職業を通して身につけている技術や知恵を、次世代の担い手である青少年に還元していく循環型の生涯学習を推進してまいります。

特に、まだまだ優秀な能力と技術を有している多くの団塊の世代の方々が、今こそ、その力を学校教育や社会教育に生かさない手はありません。そのような方々に、自己実現としてのボランティア活動の機会を提供し、積極的に地域社会へ還元していただくような創意工夫をしてまいります。

また、生涯学習推進のための実践研究機関である「別海町生涯教育研究所」との連携を深め、生涯学習の振興を図ってまいります。

第2は、学校教育の充実であります。

文部科学省では、3年間連続実施した「全国学力・学習状況調査」の結果、全国的に見て北海道は低位にあり、本町も例外ではありません。3年間にわたり各学校では、学力向上に向けて創意と工夫を凝らした特色ある実践を進めておりましたが、よい結果を出すに

は至りませんでした。今後は、学習状況調査で課題となっていた家庭学習の方法等、家庭と深い連携を図りながら、学力向上に向けての改善を目指していくよう推進してまいります。

また、少人数指導や習熟度別指導、ティームティーチングなど、指導方法の工夫・改善の取り組みにより、基礎・基本の確実な定着を図り、生きる力をはぐくむ確かな学力を身につけさせる実践を推進しております。平成21年度、町内6校で公開研究会が開催され、その成果を発表しましたが、別海町教育委員会として、今年度もこのような実践研究を積極的に推奨してまいります。

生徒指導面では、ふれあいルームの職員2名体制により、不登校の人数が下降傾向になるなど、効果を上げてきております。いじめの発生は激減し、校内暴力は皆無です。今後も「心の教育」を積極的に推進し、教育相談の充実や積極的な生徒指導の充実を図ってまいります。

子供たちの健全な心身の成長には、生活リズムの確立や基本的な生活習慣の育成が重要です。「早寝・早起き・朝御飯、テレビを止めて外遊び」運動も4年目を迎えて定着しつつあります。特に、「鉄は熱いうちに打て」のことわざどおり、生活習慣改善啓発事業として、町内5幼稚園を対象に歌・紙芝居ショー等を実施したところ、一定の効果があったと、報告を受けております。

学校給食センターは、食育基本法の制定以来、家庭教育とも連携を深めながら、栄養指導と食育を推進しております。今年度は、年間5回設定されている「弁当の日」を、「子どもが保護者と共に弁当を作る日」と考え方を変えていきます。また、日本最東端の本町と日本最西端の長崎県五島市が特産品を交換し合い、学校給食の食材にして、互いに交流する企画も検討中です。さらに、食の安心・安全のために、可能な限りの地産地消を推進してまいります。

学校施設の安全管理については、普段の学校生活の中での安全確保はもとより、学校教育活動と災害時の避難所として使用する両面の機能を果たす必要があることから、「各学校建物耐震化推進事業」として、耐震改修等、必要な対策を計画的・積極的に推進してまいります。

さて、特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの指導計画を作成するよう指導を強化してまいります。障がいのある子供たち一人ひとりが、心豊かにたくましく育つ教育の推進と、将来の社会参加や自立へ向けて支援を積極的に推進してまいります。バリアフリーやノーマライゼーションが当たり前になるよう、特別支援教育に重点を置いて推進してまいります。

幼児教育については、望ましい生活習慣や態度の育成のため、幼稚園と家庭・地域との連携をより一層深め、子育て支援の充実に努めてまいります。具体的には、入園前の乳幼児母親学級の充実や、福祉部と連携して保育園との交流を深めます。また、幼稚園・学校のグラウンド・砂場・遊具等を開放し、保護者と乳幼児同士の交流の場を設けるなど、子育てネットワークの充実につながるよう支援いたします。

さらに、特別支援教育と幼児教育を同時並行的に推進するために、5歳児健診の必要性が高くなってきている今、福祉部との連携を強化しながら、実現に向けて努力してまいります。

少子化に伴う学校規模の極小化が進む中、平成17年11月に策定した町立小・中学校適正配置計画に基づき、光進小中・美原小・豊原小学校が閉校しました。21年度から

は、小学校 9 校、中学校 9 校の計 18 校になり、「別海町小中一貫教育」を推進しておりますが、今後は、福祉部、保育所とも連携しながら、「別海町保・幼・小・中一貫教育」も構想しております。

第 3 は、町づくりを担う町民の主体的な学習を支援する社会教育の推進であります。

社会教育は、人々の自由かつ主体的で多様な学び合いを中心とした自己形成の営みであることから、教育行政の責務としては、町民の学習活動を保障するための条件整備や環境醸成を図り、求めに応じた必要な支援をしていまいります。

町民の社会教育活動の拠点施設である公民館は、人と人とのつながりを大切にしながら、地域住民の多様な学習活動や一番身近な地域づくりの拠点としての役割を認識して、学習機会の提供に努めてまいります。また、公民館アンケートを実施し、住民の皆様の意見を聞きながら、地域住民みずからが主体に活動を展開できるように支援してまいります。地域をよりどころとした町民の主体的な学習は、必ず地域づくり、町づくりに結びつくものと確信しております。

平成 14 年度から順次開設し、町内に 8 大学を設けている「別海町平成寿大学」も 9 年目を迎え、年々、在学生も増加して、大変好評を博しております。平成 21 年度は 378 名が在学し、特に、別海高校 2 年生 107 名が、総合的な学習の時間を異世代間交流と位置づけて、夏期間半年にわたり、畑作物栽培、陶芸、手芸、編み物を寿大学学生・老人クラブ、さらにはサークル員十数名の方の親切・丁寧な指導に、生徒も真剣に取り組みました。10 月最終日の寿大学学習会には、高校生から取り組み発表と作品のプレゼント、さらには収穫のカボチャとダイコンの漬物を食べながら、高校生と寿大学生の語らいがあり、すばらしい交流が生まれました。本年度も、このような異世代交流を継続していきたいと考えております。そして、これからも高齢者の学習要求にこたえられる学習プログラムを検討し、充実を図ってまいります。

また、公民館で開設しているゼロ歳児から 3 歳児までの乳幼児と母親を対象とした「乳幼児母親家庭教育学級」は、昨年度、3 館で 106 組、234 名の親子が参加しました。「三つ子の魂百まで」と言われるように、3 歳までの家庭教育の必要性を学習し合い、孤独になりがちで、子育てに戸惑いと不安を抱えている若い母親世代の交流や、情報交換を活発にさせることが重要であります。また、生涯学習アドバイザーの増員が、一層大きな効果につながったものと考えられます。本年も重要な課題として、参加者の増加に努めます。

さらに、地域の名人を講師に招聘した各種講座の開催や、地域のアーティストや町づくりグループ、NPO 団体の活動にも積極的に支援してまいります。その最初の事業として、「道東著名作家特別展」を企画しましたが、入場者数 550 名で、大きな成果を上げております。

さて、ことしは国民読書年です。しかし、全国的に見て若者の読書離れは深刻です。別海町図書館では、さまざまなイベントを通して読書活動を推奨していきます。不況の今は、考えようによっては図書を購入するよりも、図書館を活用するほうがよい時代です。この記念すべき年に、図書館でも読書離れを防止する事業を企画する予定です。

また、昨年度から開始された第 3 次社会教育中期振興計画を社会教育の指針として、人づくりや協働のまちづくりの実践化に、積極的に取り組んでまいります。

第 4 は、芸術・文化の振興であります。

芸術・文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力と

なるものです。そして21世紀の地域活性化の基盤となるものでもあります。この考え方に立って、町内各地で活発な活動を展開している別海町文化連盟傘下の各団体、サークルの自主的な活動を一層支援するとともに、多くの町民が文化ボランティアなどにより、積極的に参加・創造できる環境づくりに努めてまいります。

文化財の保護・保存では、「奥行臼駅跡」や「加賀家文書」など、貴重な文化財の教育的活用にも努めてまいります。また、ふるさと講座や郷土学習出前講座、出前移動展等、別海町郷土資料館が積極的に町民の中に入っていく企画を推進してまいります。

第5は、スポーツの振興であります。

明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、スポーツの振興は欠かすことができません。このために、町民だれでもが身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、長年にわたって地域のスポーツ環境の整備に努めてまいりました。大きな成果として、少年団活動、中学校・高等学校の部活動においては、ボランティア指導者の心の養成に重点を置く熱心な指導により、例年、全道・全国大会において優秀な成績を上げております。

また、上風連地区を実践指定地域にしております「総合型地域スポーツクラブ」の育成・支援を推進し、この実践成果を町民すべてに広めていけるように支援してまいります。

別海町パイロットマラソン大会は、昨年は、フルマラソン1,114名、5キロマラソン632名、合計1,746名の選手が別海町の大平原を走りました。フルマラソンの選手は道外から121名、還暦を過ぎた方が約120名参加しました。大会運営のために508名方に協力いただき、大部分がボランティア参加でした。

このように町民の絶大な協力により、大きな感動と勇気を与えてくれる大会は、別海町の名を広め、マラソンプームもあって全国的なイベントに成長しました。第31回の昨年から、実行委員会形式で運営するなど、創意工夫を施しながら実施しましたが、今年度は、さらに感動的な大会になるよう企画してまいります。

本町の子供たちの肥満は、依然として深刻な状況にあり、生活習慣病の罹患者もおります。その予防・改善対策の一環として開催している町民プールでのフィットネス教室や、親子等による公民館の調理教室は、大きな効果を上げていることから、工夫改善しながら今後も積極的に取り組んでまいります。

以上、平成22年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、これらの方針の具現化のためには、別海町民全員が一丸となって行動を起こさなければなりません。冒頭に述べた盛合樹さんは、弁論の最後をこのように結んでいます。

「不言実行という言葉を知っていますか。何を言うかではなく、何をするかで、その人の価値が決まるといいます。一部の人がエコに心がけても、多くの人に関心がなかったら、何の意味もありません。自分自身も昔の生活のよいところを見直して、エコへの取り組み、少しずつチャレンジしていこうと思います。安心して暮らせる未来のためにも。」

中学生の盛合さんが弁論で述べたとおり、小さなことからでも、たった一人からでも行動を起こすことが何より大切です。

別海町教育委員会といたしましては、今年度も「温もりの心と慈しみの眼差し」を教育行政の指針としながら、まずは小さなこと、たった一人からでも「行動を起こす」ことを初め、本町の教育の振興・充実に全力をかけて突き進む覚悟であります。

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りいたします。

提出されております日程第 6 議案第 12 号から日程第 13 議案第 19 号までの 8 件と、日程第 23 議案第 20 号から日程第 37 議案第 34 号までの 15 件、合わせて 23 件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 御異議なしと認めます。

したがって、日程第 6 議案第 12 号から日程第 13 議案第 19 号までの 8 件及び日程第 23 議案第 20 号から日程第 37 議案第 34 号までの 15 件、合わせて 23 件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 12 号

○議長(渡邊政吉君) 日程第 6 議案第 12 号平成 21 年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(森本哲男君) 議案第 12 号の内容説明を申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成 21 年度別海町一般会計補正予算(第 7 号)。

平成 21 年度別海町一般会計の補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 5,760 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150 億 4,770 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 3 条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 4 条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

次に、2 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入です。

1 款町税、1 項、2 項、4 項、5 項合わせまして 3,143 万 5,000 円の増。

2 款地方譲与税、1 項と 3 項で 646 万 8,000 円の減。

3 款利子割交付金、1 項で 520 万円の減。

4 款配当割交付金、1 項で 30 万円の減。

6 款地方消費税交付金、1 項で 800 万円の減。

7 款自動車取得税交付金、1 項で 1,307 万 9,000 円の増。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項で 387 万円の減。

9 款地方特例交付金、1 項と 2 項で 1,149 万 1,000 円の増。

12 款分担金及び負担金、1 項と 2 項で 1,198 万 1,000 円の減。

13 款使用料及び手数料、1 項と2 項で1,686 万円の減。
14 款国庫支出金、1 項から3 項合わせまして3,005 万9,000 円の増。
15 款道支出金、1 項から3 項合わせまして1,983 万2,000 円の減。
16 款財産収入、1 項と2 項で1,372 万5,000 円の増。
17 款寄附金、1 項で110 万5,000 円の増。
18 款繰入金、1 項と2 項で1 億6,012 万6,000 円の減。
20 款諸収入、4 ページにわたりますが、2 項、4 項、5 項合わせまして665 万7,000 円の減。

次に、4 ページをお開きください。

21 款町債、1 項で1,920 万円の減。

歳入合計で1 億5,760 万円を減額し、歳入予算の総額を150 億4,770 万円とするものです。

5 ページ、歳出です。

1 款議会費、1 項で172 万4,000 円の減。

2 款総務費、1 項から6 項合わせまして6,373 万7,000 円の減。

3 款民生費、1 項と2 項で2 億430 万2,000 円の増。

4 款衛生費、1 項と2 項で9,828 万5,000 円の減。

5 款労働費、1 項で90 万8,000 円の増。

6 款農林水産業費、1 項から4 項で3,831 万7,000 円の減。

7 款商工費、6 ページにわたりますが、1 項で636 万4,000 円の減。

次に、6 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項から5 項合わせまして4,154 万9,000 円の減。

9 款消防費、1 項で849 万5,000 円の減。

10 款教育費、1 項から6 項合わせまして3,248 万円の減。

12 款公債費、1 項で1,044 万円の減。

13 款給与費、1 項で6,141 万9,000 円の減。

歳出合計で1 億5,760 万円を減額し、歳出予算の総額を150 億4,770 万円とするものです。

次に、7 ページです。

第2 表、繰越明許費補正です。

今回の補正は追加するもので、3 款民生費、1 項社会福祉費、事業名は公的介護施設等基盤整備事業で、認知症グループ棟の建設が新年度となるため、民間事業者に対する補助金の支出が終わらないため、予算を繰り越しするものです。金額は5,250 万円です。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉費、事業名は子ども手当準備事業で、平成22 年度より施行予定の子ども手当用電算システム開発が22 年度にわたるため、予算を繰り越しするものです。金額は405 万3,000 円です。

6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名は道営基幹農道整備事業（美原東地区）で、事業実施に当たり用地買収のおくれにより、工期が22 年度にわたるため、予算を繰り越しするものです。金額は1,512 万円です。

6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名は道営一般農道整備事業（黄金2 期地区）で、事業実施に当たり橋梁上部工事の工期が22 年度にわたるため、予算を繰り越しするものです。金額は981 万円です。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、事業名は防衛施設周辺障害防止対策事業で、水門・水質調査において川の結氷時期は調査ができないため、また、土砂生産減基本計画策定においては、融雪時期の流失土砂の状況を把握する必要があることから、予算を繰り越すものです。金額は3,521万円です。

次に、第3表、債務負担行為補正です。

今回の補正は、追加4件と変更5件でございますが、まず追加として、事項は、農業経営基盤強化資金利子補給補助金（スーパーL資金）で、期間は平成22年度から平成45年度までの24年間、限度額は9,034万円で、本年度のスーパーL資金の貸付金に係る利子補給で、道と町で0.32%の補助を行うものです。

次に、事項は、大家畜特別支援資金利子補給補助金で、期間は平成22年度から平成46年度までの25年間、限度額は19万6,000円で、道と町で0.18%の利子補給を行うものです。

事項は、漁業緊急保証対策利子補給事業補助金で、期間は平成22年度から平成36年度までの15年間、限度額は3,949万5,000円で、漁業者の経営健全化を図るため1.5%の利子補給を行うものです。

次に、事項は、中小企業振興資金利子補給補助金で、期間は平成22年度から平成36年度までの15年間、限度額は1,750万円で、本年度から平成25年度までは2%の利子補給となります。

次に、8ページをお開きください。

次に、変更ですが、事項は、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）（中新地区）により整備される草地造成・整備、農業施設、農業用機械、農道整備などを北海道農業開発公社から譲渡または委託を受けることに伴う債務負担で、補正前の限度額3億5,100万円を、補正後の限度額6億4,000万円に2億8,900万円増額するもので、畜舎の事業料の変更・追加によるものです。

次に、事項は、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）（中西別地区）により整備される草地造成・整備、農業施設、農業用機械、農道整備などを北海道農業開発公社から譲渡または委託を受けることに伴う債務負担で、補正前の期間、平成19年度から平成21年度を平成19年度から平成22年度までに、1年間延長をするものです。

次に、事項は、中小企業振興資金利子補給補助金（平成20年度議決分）で、補正前の限度額1,150万円を、補正後の限度額1,515万円に365万円増額するもので、本年度から平成24年まで利子補給を2%に変更するものです。

事項は、公の施設に係る指定管理者に対する委託料（野付半島ネイチャーセンター）、補正前の限度額3,600万円を補正後の限度額5,834万5,000円に、2,234万5,000円増額するものです。

次に、事項は、公の施設に係る指定管理者に対する委託料（尾岱沼漁港コミュニティセンター）補正前の限度額899万円を補正後の限度額2,208万円に、1,309万円増額するものです。それぞれ指定管理の内容精査に伴い、限度額を変更するものです。

次に、第4表、地方債補正でございます。

今回の補正は、すべて変更するもので、起債の目的は、美原東地区基幹農道整備事業外18事業で、いずれも事業費の確定などにより限度額を変更するものです。

事業ごとの説明は省略をさせていただきます。

次の10ページをお開きください。

今回の変更により、補正前の限度額 12 億 5,273 万 2,000 円から 1,920 万円減額し、補正後の限度額を 12 億 3,353 万 2,000 円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

次の、事項別明細書の 1 総括の説明は省略し、13 ページから説明させていただきます。

13 ページをお開きください。

2 の歳入です。

款項の金額の説明は省略し、目の金額で申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、事業の精査等による計数の整理が主な内容となっております。

1 款町税、1 項 1 目個人分 1,800 万円の増、2 目法人分 890 万円の増、いずれも増収見込みのため、増額するものでございます。

2 項 1 目固定資産税 1,500 万円の増、収入額確定によるものです。2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 13 万 5,000 円の増。

4 項 1 目町たばこ税 800 万円の減、本数減が見込まれるためでございます。

5 項 1 目入湯税 260 万円の減、1 事業者の営業が年度途中からとなったことに伴う減額です。

次に、14 ページをお開きください。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 640 万 3,000 円の減。

3 項 1 目地方道路譲与税 6 万 5,000 円の減。

3 款利子割交付金、1 項 1 目利子割交付金 520 万円の減。

4 款配当割交付金、1 項 1 目配当割交付金 30 万円の減。

6 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金 800 万円の減。

7 款自動車取得税交付金、1 項 1 目自動車取得税交付金 1,340 万円の増。

2 目旧法による自動車取得税交付金、32 万 1,000 円の減。それぞれ本年度の収入見込みの精査による増減額となります。

次に、16 ページです。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金 387 万円の減。

9 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金 1,140 万 8,000 円の増。

2 項 1 目地方特別交付金、8 万 3,000 円の増。いずれも決算見込みによる増額です。

12 款分担金及び負担金、1 項 1 目農林水産業費分担金 948 万円の減。事業費確定による分担金の減です。

2 項 1 目総務費負担金 111 万円の増。2 目民生費負担金 14 万 1,000 円の減。

3 目農林水産業費負担金 242 万 9,000 円の減。4 目教育費負担金 104 万 1,000 円の減。

次に、18 ページです。

13 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料 175 万 8,000 円の減。主なものは地域生活バス使用料の収入見込みによる減です。

5 目土木使用料、1,351 万 5,000 円の減。減額の主なものは住宅使用料で、それぞれ収入見込みの精査によるものでございます。

6 目教育使用料、7 8 万 1,000 円の減。

2 項 1 目総務手数料、3,000 円の減。

2 目民生手数料、208 万 3,000 円の減。

5 目土木手数料、128 万円の増。道路台帳、地籍図等の複写手数料を増額するものです。

14 款国庫支出金、1 項 1 目総務費国庫負担金 23 万 1,000 円の増。

2 目民生費国庫負担金、152 万 5,000 円の減。

2 項 1 目総務費国庫補助金、531 万 3,000 円の減。

2 目民生費国庫補助金、3,628 万 6,000 円の増。主なものは、地域介護・福祉空間整備で、介護施設を建設する民間事業者に対する交付金の増です。

次に、20 ページになります。

3 目衛生費国庫補助金、16 万 9,000 円の減。

5 目土木費国庫補助金、20 万 5,000 円の減。

6 目消防費国庫補助金、385 万円の減。

7 目教育費国庫補助金、435 万 3,000 円の増。主なものは、安全・安心な学校づくり交付金で、中西別小学校体育館耐震補強に伴う交付金の増額によるものです。

3 項 1 目総務費国庫委託金、25 万 1,000 円の増。

次に、22 ページをお開きください。

15 款道支出金、1 項 1 目民生費負担金、344 万 4,000 円の減。

2 項 1 目総務費補助金、10 万 5,000 円の増。

2 目民生費補助金、407 万 7,000 円の減。

3 目衛生費補助金、412 万 9,000 円の減。

4 目労働費補助金、11 万 6,000 円の減。

5 目農林水産業費補助金 699 万 6,000 円の減。それぞれ事業費等の精査によるものです。

次に、24 ページです。

0 目土木費補助金、50 万円の減。廃目で、既存住宅耐震改修費補助金の本年度の申請がなかったものでございます。

3 項 1 目総務費委託金、69 万 4,000 円の減。

3 目衛生費委託金、1 万 9,000 円の増。

16 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入、120 万円の増。建物貸付収入及び普通住宅貸し付けによる増額でございます。

2 目利子及び配当金、117 万 3,000 円の減。それぞれの基金の預金利子の精査により補正するものでございます。

26 ページ、上段までございます。

次に、26 ページです。

2 項 1 目不動産売払収入、769 万 3,000 円の増。町有地の売払収入でございます。

2 目物品売払収入、600 万 5,000 円の増。その他物品売払収入で、ごみ処理場のスチール・アルミ等有価物売り払いの増が主なものでございます。

17 款寄附金、1 項 1 目一般寄附金、20 万円の増。

2 目教育費寄附金、20 万円の増。

3 目ふるさと応援寄附金、70万5,000円の増。

次に、28ページをお開きください。

18款繰入金、1項6目ふるさと創生基金繰入金、100万円の減。

7目地域福祉基金繰入金、10万円の減。

9目標津線代替輸送確保基金繰入金、4万1,000円の増。

12目清流保全基金繰入金、18万円の減。

0目財政調整基金繰入金、1億5,920万円の減で、廃目となります。財政調整基金からの取り崩し予算の減額となります。この減額により、予算上の財政調整基金の現在高は、11億6,506万5,000円が見込まれております。

2項1目他会計繰入金、31万3,000円の増。

20款諸収入、2項1目町預金利子、6万6,000円の減。

4項1目民生費受託事業収入、490万4,000円の減。

2目農林水産業費受託事業収入、116万円の増。

3目土木費受託事業収入、213万9,000円の減。

5項5目雑入、70万8,000円の減。主なものは、畜産担い手育成総合整備事業、再編整備型償還収入の減によるものです。30ページまでとなります。

次、31ページです。

21款町債、1項1目農林水産業債、1,400万円の減。

2目土木債、90万円の減。

3目消防債、350万円の減。

4目教育債、80万円の減。町債につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ変更するものでございます。

以上で、歳入を終わります。

次に、歳出です。

33ページをお開きください。

3の歳出です。

○議長（渡邊政吉君） 今、歳出を終わりましたのですが、歳入の説明は午後からにさせていただきます。

ここで1時間休憩します。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の説明に引き続き、別海町一般会計補正予算の歳出の説明をいただきたいと思います。

財政課長。

○財政課長（森本哲男君） それでは、歳出の説明に入させていただきます。

33ページになります。

3の歳出です。

1款議会費、1項1目議会費、172万4,000円の減。

次に、34ページです。

2款総務費、1項1目一般管理費、324万7,000円の減。各節の予算の精査によ

る執行残見込額の減額を行うもので、３５ページの下段までございます。

２目職員管理費、１,２８５万７,０００円の減。社会保険料、賃金の精査によるものが主なものでございます。３６ページまでございます。

４目会計管理費、５７万５,０００円の減。

５目財産管理費、３,１２７万４,０００円の増。執行残見込額の減額と、３８ページにあります２５節の積立金及び２８節の繰出金については、各基金等の利息分や新たな積み立ての補正を行うものでございます。

３８ページにありますスポーツ振興基金積立金１,０００万円、スポーツ振興基金造成のため１,０００万円計上しております。

その下、ふるさと創生基金積立金９９９万７,０００円につきましては、ふるさと創生基金造成のために１,０００万円、決算見込みで３,０００円利息の減を計上しております。差し引き９９９万７,０００円の計上ということになっております。

産業振興基金積立金、１,８４１万４,０００円。これにつきましては、水産物再資源化施設改修財源、平成２０年度運営収支の譲与分でございます。

３９ページになります。

ふるさと応援基金積立金、３２６万５,０００円。これにつきましては、別海町ふるさと寄附条例に基づき寄附のあったものについて、ふるさと応援基金に積み立てをするものです。

６目企画費、１,０８６万６,０００円の減。こちらも執行残見込額の減額を行うもので、４０ページまでございます。

４０ページです。

７目広報費、７,０００円の減。

８目車両管理費、３９０万２,０００円の減。支出見込額の精査によるものです。

１０目交通安全対策費、７３万４,０００円の減。

次に、４２ページをお開きください。

１１目環境対策費、３８万２,０００円の減。

１２目北方領土問題対策費、２３万円の減。

１３目特定防衛施設周辺整備費、１,８３０万７,０００円の減。事業費の精査による減額となります。４３ページ、下段までございます。

１４目電子計算管理費、６６６万４,０００円の減。

次に、４４ページをお開きください。

１５目地域情報化推進事業費、８９万４,０００円の減。

１６目地域活性化経済危機対策臨時交付金事業費、２,９９４万４,０００円の減。執行残の減額を行うものです。

１８目諸費、１５１万４,０００円の減。

次に、４６ページをお開きください。

２項１目税務総務費、１１万円の減。

２目賦課徴収費、１０万１,０００円の減。

３項１目戸籍住民基本台帳費、１４万７,０００円の減。

４項１目選挙管理委員会費、７３万円の減です。

次に、４８ページをお開きください。

２目衆議院議員選挙費、３２２万４,０００円の減。

5 項 1 目統計調査総務費、2 万 4,000 円の減。

2 目指定統計費、28 万 7,000 円の減。

4 目国勢調査統計費、5 万 5,000 円の減。

6 項 1 目監査委員費、21 万円の減。

次に、50 ページです。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、2 億 3,229 万円の増。主なものは、国保会計繰出金の増額分です。

2 目老人福祉費、2,796 万 1,000 円の増。主なものは、公的介護施設等基盤整備費補助金の増額と、介護サービス事業特別会計、介護保険特別会計、それぞれ繰出金の減額によるものです。

次に、52 ページをお開きください。

3 目老人医療費、12 万 7,000 円の減。

4 目国民年金事務費、15 万 6,000 円の減。

5 目障害者福祉費、64 万 9,000 円の減。

6 目居宅介護支援事業費、10 万円の減。

8 目後期高齢者医療費、2,020 万 4,000 円の減。療養給付費負担金と後期高齢者医療特別会計繰出金の減額が主なものです。

2 項 1 目児童福祉総務費、1 億 3,282 万 2,000 円の減。54 ページ、下段までになります。子育て応援特別手当が、執行停止となったことによる減額が主なものでございます。

2 目児童福祉施設費、33 万 5,000 円の減。

3 目保育園費、22 万 9,000 円の減。

4 目へき地保育園費、100 万円の減。

6 目母子父子福祉費、301 万 1,000 円の減です。

次に、56 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費、42 万 1,000 円の減。

2 目予防費、175 万 6,000 円の減。

3 目環境衛生費、244 万 8,000 円の減です。それぞれ執行残の減となります。

次に、58 ページをお開きください。

4 目健康管理費、266 万 4,000 円の減。

5 目エキノコックス症対策費、49 万 3,000 円の減。

次に、60 ページをお開きください。

6 目乳幼児医療費、701 万 8,000 円の減。

7 目保健センター費、6 万 3,000 円の減。

8 目母子センター費、619 万 5,000 円の減。

9 目病院費、4,075 万 3,000 円の減。病院会計への一般会計からの繰り入れを減額するものです。

10 目生活排水施設費、103 万 5,000 円の減。

2 項 1 目清掃総務費、34 万 9,000 円の減。

2 目じん芥処理費、2,157 万 8,000 円の減。根室北部廃棄物処理広域連合の負担金の減が主なものです。

次に、62 ページをお開きください。

3 目じん芥処理場費、3 3 8 万 3 , 0 0 0 円の減。

4 目し尿処理費、1 9 0 万 9 , 0 0 0 円の減。

5 目し尿処理場費、8 2 2 万円の減で、予算の執行残を減額するのが主なものです。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費、9 0 万 8 , 0 0 0 円の増。

次に、6 4 ページをお開きください。

6 款農林水産業費、1 項 2 目農業総務費、2 6 万 9 , 0 0 0 円の減。

3 目農業振興費、2 1 8 万 5 , 0 0 0 円の減。

4 目畜産業費、7 0 9 万 6 , 0 0 0 円の減。6 6 ページ、下段までございます。予算の執行残の減額となります。

6 6 ページ、6 目農地費、6 6 4 万 8 , 0 0 0 円の減。予算の執行残の減額となります。

7 目農地交換整備事業費、1 2 万 2 , 0 0 0 円の減。

次に、6 8 ページをお開きください。

8 目農道整備事業費、1 , 4 2 3 万 3 , 0 0 0 円の増。事業費確定による負担金の増です。

9 目農地調整推進事業費、4 万円の減。

2 項 1 目広域農業推進費、3 0 1 万 3 , 0 0 0 円の減。事業費の確定による減額が主なものです。

3 項 1 目林業総務費、2 万 5 , 0 0 0 円の減。

2 目林業振興費、7 7 0 万 6 , 0 0 0 円の減。事業費の確定による減額です。

3 目公有林整備事業費、3 9 万 7 , 0 0 0 円の減。

次に、7 0 ページをお開きください。

4 目森林環境保全整備事業費、7 2 万 9 , 0 0 0 円の減。

4 項 1 目水産業総務費、1 万 6 , 0 0 0 円の減。

2 目水産業振興費、2 , 4 3 0 万 4 , 0 0 0 円の減。漁港改修事業及び水産基盤整備事業、各負担金の減額が主なものです。

次に、7 2 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項 1 目商工業振興費、7 1 万 8 , 0 0 0 円の減。

2 目観光費、5 6 4 万 6 , 0 0 0 円の減。7 3 ページまでございます。それぞれ各種経費の執行残を減額するものです。

次に、7 4 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項 1 目土木総務費、1 1 4 万 6 , 0 0 0 円の減。

2 項 1 目道路橋りょう総務費、2 6 万 9 , 0 0 0 円の減。

2 目道路維持費、8 0 8 万 6 , 0 0 0 円の減。

4 目防衛施設周辺道路整備事業費、1 4 2 万 2 , 0 0 0 円の減。7 6 ページ、下段までございます。

7 6 ページ。

5 目防衛施設周辺障害防止受託事業費、2 3 0 万 1 , 0 0 0 円の減。

3 項 1 目下水道費、2 , 1 1 6 万 5 , 0 0 0 円の減。下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

4 項 1 目住宅管理費、3 8 9 万 3 , 0 0 0 円の減。

次に、78ページをお開きください。

2目公営住宅建設事業費、295万円の減。

5項1目河川総務費、31万7,000円の減。

9款消防費、1項1目消防費、62万8,000円の減。根室北部消防事務組合負担金の減でございます。

2目災害対策費、786万7,000円の減。80ページまでございます。減額の主なものは、本別海避難施設建設事業費の予算執行残を減額するものです。

81ページになります。

10款教育費、1項2目事務局費、48万1,000円の減。

3目教育指導費、61万1,000円の減。

次に、82ページをお開きください。

下段になります。2項1目学校管理費、44万2,000円の増。予算の執行残の減額及び野付小学校特別支援学級増のための間仕切り工事の増によるものです。

2目教育振興費、105万9,000円の減。

3目通学対策費、171万9,000円の減。

84ページになります。

4目学校建設費、4万7,000円の増。

3項1目学校管理費、503万1,000円の減。

2目教育振興費、109万9,000円の減。

3目通学対策費、48万円の減。

86ページになります。

4項1目幼稚園管理費、6万7,000円の減。

2目教育振興費、47万9,000円の減。

5項1目社会教育総務費、217万6,000円の減。88ページまでございます。

88ページ。

2目生涯教育推進費、65万2,000円の減。

3目生涯教育学習費、7万4,000円の減。

4目青少年教育費、78万2,000円の減。

5目中央公民館費、72万円の減。90ページ、下段までございます。

90ページです。

6目東公民館費、372万7,000円の減。

7目西公民館費、85万9,000円の減。執行残による減額となります。

92ページをお開きください。

8目少年会館費、6万円の減。

9目図書館費、267万6,000円の減。執行残の減額及び図書購入の寄附があったことによる図書費の増額です。

10目郷土資料館費、35万7,000円の減。

6項1目保健体育総務費、208万2,000円の減。

次、94ページをお開き願います。

2目学校給食費、54万4,000円の減。

3目へき池学校保健管理費、241万4,000円の減。

4目総合スポーツセンター費、482万円の減。

12款公債費、1項1目元金、5万円の増。

2目利子、1,049万円の減。それぞれ本年度支払い見込額の精査によるものです。次に、96ページです。

13款給与費、1項1目給与費、6,141万9,000円の減。給料及び期末勤勉手当の減額が主なものです。

これで歳出の内容説明を終わります。

次に、給与費明細書です。

97ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書。

1の特別職ですが、表の下段の比較の欄で説明いたします。

比較の計の欄です。職員数は、その他の特別職で87人の減。給与費のうち報酬で301万4,000円の減。期末手当で205万9,000円の減。給与費の計としまして507万3,000円の減。共済費で1万8,000円の減。合計で509万1,000円の減額となるものでございます。

次に、98ページの一般職です。

一般職の総括です。下段の比較の欄で説明いたします。

比較の職員数は、1人の減です。給与費の給料で1,800万円の減。職員手当で4,286万6,000円の減。給与費の計で6,086万6,000円の減額となるものでございます。

次の表の職員手当の内訳は、減額した手当の内容になります。

また、99ページの各項には、給料及び職員手当の増減額の明細で、今回補正する給料と職員手当の内容の説明となります。

次に、100ページをお開きください。

こちらは給料及び職員手当の状況になりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第12号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第12号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

11番中村議員。

○11番（中村忠士君） これは、産業常任委員会でも論議がされている内容ですので、細部にわたっては、さらにまた委員会での時間が取られるかなというふうに思うのですが、全体的に質疑の時間というのは、この時間しか多分ないのではないかなというふうに思いますので、基本的なことについてお伺いをしたいというふうに思います。

それは債務負担行為の件なのですが、ページ数で言いますと8ページでございます。変更事項でありまして、下から2段目と最後の段の野付半島ネイチャーセンターに対する委託料並びに尾岱沼漁港のコミュニティセンターに対する委託料、これが12月段階で債務負担行為が追加されたときには、ここに書いてあるとおりに、ネイチャーセンターに関しては3,600万円、コミュニティセンターについては899万円ということで、12月の段階で決定したわけですね。ところが3カ月たつたないかという間に、これがネイチャーセンターに関しては1.6倍、それからコミュニティセンターに関しては2.46倍というふうに、かなりの多額の補正ということになるわけです。

そういう提案であります、この3カ月間に一体何があったのかということが、やはり各議員、疑問にもなるのではないかなというふうに思うのです。そういうことで、その点についての基本的な、なぜこういう数字になったのかということをはきちと説明していただきたい、こういうふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部部長代理。

○産業振興部部長代理（中村保彦君） ただいま議員から御質問があったことについてお答え申し上げます。

8ページの公の施設にかかわる指定管理者に対する委託料の件でございますが、当初、平成22年から26年度にかけての5年間の積算に関しましては、当初の指定管理料720万円の5年間という形での3,600万円を計上させていただきました。その後、中身を精査していただいたところ、特に人件費に関して、しっかりした費用が算入されていないということがわかりました。

と申しますのは、ガイド料の2名だけが、人件費として計上されているわけですが、実際にネイチャーセンターの管理に関しましては、ガイドだけではなく、そこに携わる人の人件費もあるわけございまして、施設管理人の費用を見ることが正当であろうということで検討いたしました。その施設管理人の費用、初任クラスくらいの費用になりますが、その額を算定いたしましたところ、ここにございますように1年当たりで473万3,000円程度の人件費になりました。それで5年間をとということで計算いたしますと、ここにございますように5,834万5,000円という額になりました。

ネイチャーセンターというところは、もともと特殊な施設でございまして、本来でしたら貴重な野付半島等の動植物のガイド等を含めたり、また、資料の保管だとか説明そういったものを考えますと、学芸員に匹敵するような仕事もございまして。その分が計上されるのが本当だったのしょうけれども、ずっとガイド料できていたというのが一つございます。

施設管理に関しますと、あそこの施設の管理のほかに、そういった全体の展示物の管理だとか収集だとか、そういったものも含めて管理をする必要があるだろうということで、その額を算定したというところでございます。

また、公の施設に関しますコミュニティセンターのほうの費用でございしますが、当初、179万8,000円というのが単年度の計算数字でございました。これに関しても人件費の部分を見ますと、当初、33万円しか計上されてございせんでしたが、それは冬の分の管理で、通常はほかの業務に当たっていたのでというふうにお聞きしましたが、基本的には町で依頼する以上、そこにしっかりした管理、それから監督が必要ということで、そこを監督する方の人件費を見させていただきました。その結果、単年度で441万5,000円の費用が適当ということで、その5年分を算定させていただいて、当初、899万円でございますこの額を2,208万円にさせていただきたいということでの提案でございました。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 11番中村議員。

○11番（中村忠士君） 確認させていただきたいと思うのですが、ネイチャーセンターに関して、管理人は平成21年以前にも働いておられたということですね、新たに22年から管理をされる方を置くということではなくて、21年以前にもそういう仕事をやっていたということでもありますね、そこを確認したいと思います。

それから、コミュニティセンターについても、人件費が33万円しか算定されていなかったけれども、よく精査してみると、人件費としてもっと必要なのだということでありまうけれども、それは仕事がふえたということではなくて、今までと同じことを平成22年からやろうとしていることは、平成21年以前にもやっていたということですね。その中身的なものについては変更がないということですね、大ざっぱに言えば。細かい点の変更はあるとしても、大ざっぱに言えば変更がないのだけれども、金額が上がるということですね、そこを確認しておきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 副町長。

○副町長（磯田俊夫君） 今の件について御説明します。

まず、この件がわかったのは、22年度の予算のヒアリングの時点で発覚しました。問題は、とらえ方が違ったのだと思うのですね、今までのやつが。今までの指定管理者の考え方が、観光公社ということがバックボーンにありまして、その中で整理されればいいのだろうというとらえ方の予算の積算だったように、ヒアリングでは私はそういうふうに確認しました。

それで各施設ごとの指定管理者ですから、その施設を管理・運営する上でどうなのかという積算のもとに、本来的に指定管理者をお願いしなければならない。受けたほうもそれに対して、どのように収支が上がっているのかということを町のほうに、はっきりわかるようにしなければならない、これが原則だと思うのですね。それがここで足りなくても、振興公社のほうで全体的に回せば合うのではないのかという、当初の発想があったように見受けられました。

この考え方はおかしいというのが、なぜそういうことがわかったのかということ、振興公社の資本金が食われていると、減ってきているのだというお話だったものですから、なぜだという話になったわけです。それで実は、指定管理者のこことここについては収支が全く合っていませんと、ですから最初の指定管理者ということについての認識といいますか、そのスタートがちょっと違ったのだと思うのです。それがわかったので、その施設をいわゆるこれは町が、その施設を管理・運営する上でどういう経費が必要かということが根底にありますから、それをお願いするわけですから、受けているほうの全体の仕事の中で収支がどうのこうのという整理は、本来的にするべきでないと思います。

ですから、契約の中でそれぞれの指定管理者が受けたやつについては、それごとに報告するようになっております。そのこのところの整理をしたと。全体的に観光の関係の観光客が減ってきているということが、実は全体的には大きな影響を受けています。なおかつ、観光に対する新たな取り組みというのが、今までなされておりました。したがって、観光客をふやすのはどうしたらいいのかと、だれもが悩むところですけども、その辺のところ、なかなかいい方策がなかったということなのかもしれませんが、どんどんどんどん減っていく中で、それが指定管理者受けたところのいろいろな施設が、その影響をもろに受けたというふうに御理解をいただきたいと思います。

最初のきっかけの要因の部分について御説明しましたので、先ほどの中村議員の質問の件については、代理のほうから追加で説明させていただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部部長代理。

○産業振興部部長代理（中村保彦君） 先ほどの中村議員の質問について御回答申し上げます。

先ほどおっしゃったとおり、新しく業務等が発生したというわけでございません。昨年

どおりの業務、ただし来年度以降、さまざまな企画をしながら頑張っていたかということとはお願いしてございますけれども、昨年どおりの業務内容という中での人件費の充当部分ということでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

8番松原議員。

○8番（松原政勝君） 予算資料の15ページなのですが、エゾシカの森林被害防止対策事業ということで上がっていたのですが、結果的には事業をやらないでゼロということになったのですが、誘導型捕獲装置設置150平方メートルの恐らく網が何かで誘導してとろうという事業だったのだけれども、どうしてこの事業が実施されなかったのか、まずひとつお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（藤原繁光君） 松原議員の御質問にお答えしたいと思います。

エゾシカの越冬地でございます鳥獣保護区となっております走古丹地区の森林被害、あるいは交通事故対策として17年度から設置しております誘導型の箱檻の関係かと思いますが、これにつきましては、今年度実施する方向で町内会、そして猟友会と協議させていただきました。

町内会におきまして、頭数的に30数頭という中で、効果が余り得られないということで、交通安全対策を主とした対策を練っていただけないかと、そういうお話がございました。猟友会につきましては、雄シカによる捕獲の際の生命的な危険性があると、角に刺されてけがをするだとかそういうこともありまして、実際にそういう事故はございませんけれども、そういう危険性があるということと、あと捕獲有害駆除として効率的な方法として、自由に使ったほうが、優先したほうがいいのではないかと、そういうお話がございました。そういうことの中で、来年度に向けた検討をするということで、今年度の事業については中止させていただきました。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 8番松原議員。

○8番（松原政勝君） 今年度については、今、説明あったように理解をいたします。

ただ、昨年の12月から現在に至るまでのことしのシカの、うちのほうの地域なのですが、その数たるものは恐らく史上最高だと思うのです。ほとんど町道・道道を走れないくらい現実において、それを見て写真をとったりする人はすごく楽しいかもしれないのですが、地域にいる者にとっては大変迷惑な話で、それと森林被害というのは私たち目で見ても著しい、甚だしい被害を起きているのだということを目で見えるわけです。

ことしは雪が多いものですから、現在まだその地域にいるのですが、恐らくこれから雪が少なくなると、相当数のシカはほとんど草地に回ると思うのです。恐らくことしの春は、相当、草地のほうで被害を受けるような気がいたします。去年の秋ですか、新聞報道でいうと、大々的なわなで、もっともっと支庁が単位になって捕獲するのだよということだったけれども、これも実施されなかったということです。

けさの町長の行政執行方針の中でも緑を大切にするとか、それから林業の振興ということからいったら、何とか町で考えて、根本的な対策を次年度に向けてしていかないと、恐らく管内的にもかなりな被害が出る可能性が十分あると思います。そういう意味では、新

年度に向けて新しい取り組み、これはなかなか町の職員だけでできるものでもないし、町内会でもできるものでも、当然、猟友会とかいろいろな団体の方の協力を得なければならぬのですが、ぜひひとつ何かの対策を講じてほしいと。そうでないと、せっかくそれぞれが木を大事にする、植える、いろいろな環境に対する頑張っているにも解決しない問題があると思いますので、私の考え方がすぐそうなるとは思いませんけれども、もしそういう考え方があればひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） お答えしたいと思います。

エゾシカ対策については、今、松原議員が言われたとおり、ことしもやる予定でありましたけれども、そういったことで中止せざるを得なかったということでありまして、やはりいろいろなシカ対策でいきますと、わなだとか何とかというのは非常に効率が悪いということもあります。そういった面で、やはり猟友会なんかと話をしても、銃器を使ってやるような方法を考えてくれと。今、有害駆除や何かでは、特に農家被害なんかについても春先のシカ対策をしたいと言っても、牧草地に車が入ったりするというのは非常に牧草の生育にも悪いということで、シカを打っても運べないとか、そういうようなことがあります。そんなことで非常にその辺も、農家・農協いろいろなこと相談しながらやっているということですので、なかなか効率的になっていないということもあります。

そういったことで、今、猟友会、あるいはＪＡ、あるいは関係団体入れて、その辺、どういうふうにしたらいいのか、その辺をしっかりとした春先からの駆除もできるような体制づくりをしていかなければならないのかなと。釧路のほうでボランティアを募ってシカ対策もやっております。シカ対策が、猟友会の力が必要なものですから、結構高齢化にもなっているということで、とりやすい環境もつくってやらなければならないのかなというふうにも考えています。

支庁で、去年も大がかりな箱わなをかけてやろうかというような話もありましたけれども、これはあくまでも養鹿して食肉にしようという考え方ですね。駆除というよりも、駆除を含めて食肉にしようというのが根本なものですから、どうしても先ほど言いましたように、箱わなや何かですと効率がよいということでありまして、特に走古丹においてはシカも非常にふえているのですけれども、そういった面では道道が走っております。そういった面では、支庁のほうにもお願いし、土現なんかに御相談しています。

例えば、あそこに交通防止のための柵をつくっていくようなことも必要でないだろうと、交通事故防止という観点では、そういうことも必要でないかということで、今、土現ともそういうような要請したり話し合いをしているところでございますけれども、いずれにしてもこれについては農家も含めて、ＪＡ、猟友会、そういったもの等含めて、あと環境省のほうとの連携もございますので、環境省、支庁、そういったところと連携をとっていい方策を今検討しようとしているところでございますので、２２年度にはそういった面では、春先は今のところ牧草地に入らせていただけるようなところについては、駆除していこうかなというふうには考えておりますけれども、全体的な考え方については、今後、よくその辺と連携・協議して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

6 番山田議員。

○ 6 番（山田 信君） 予算の歳入の 18 ページなのですが、町営住宅使用料が 1,100 万円近い収入減となっているのですけれども、これは単純なる見込み違いなのか、これは滞納額につながっていくのか、その辺ちょっと危惧しているものですから、その内容をお知らせ願います。

○ 議長（渡邊政吉君） 建設水道部長。

○ 建設水道部長（田中忠敏君） お答えをしたいと思います。

22 年度の当初予算、ごらんいただければわかるのですけれども、住宅使用料の欄、現年度分と過年度分と分けております。ところが 21 年度につきましては、当初で現年度分・過年度分ひっくるめて、過年度分も全額歳入という形で見込んだ状況がございます。したがって、毎年度 3 月にそれを補正減額するという手法をとってやってきましたけれども、それは余り好ましくないということで、平成 22 年度からは過年度分についても可能であるという収入を見込んでおります。21 年度については、先ほど申し上げました当初で丸ごと過年度分を見ているということで、その分取れなかった分について、減額をいただいているという状況でございます。御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（渡邊政吉君） 山田議員。

○ 6 番（山田 信君） 今、説明受けて思い出したのですけれども、では 1,080 万 7,000 円というのは、すべて過年度分なのですか、現年度分と分けてありますか。

○ 議長（渡邊政吉君） 管理課長。

○ 管理課長（木村功男君） お答えいたします。補正の減額の内容につきまして御説明させていただきます。

町営住宅、現年度分が減額する補正額が 106 万 4,000 円でございます。過年度分が 974 万 3,000 円でございます。地域振興住宅につきましては、現年度分が 45 万円、過年度分が 40 万 4,000 円で、特公賃住宅が現年度分が 163 万 3,000 円、過年度分が 22 万 1,000 円、合わせまして、現年度分 314 万 7,000 円、過年度分が 1,036 万 8,000 円、合わせまして 1,351 万 5,000 円の減となっております。

○ 議長（渡邊政吉君） 山田議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○ 議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 13 号

○ 議長（渡邊政吉君） 日程第 7 議案第 13 号平成 21 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○ 町民課長（斎藤英彦君） 議案第 13 号の内容説明をいたします。

初めに、本補正の概要について申し上げたいと思います。

今回、歳入歳出それぞれ 7,961 万 6,000 円を増額しておりますが、主な要因いたしまして、国民健康保険特別会計予算の約 57% を占める保険給付費で、本年度の給付実績をもとに推計したものでございますが、前年度決算費と比較いたしまして、105.6% の見込みとなっております。

また、平成20年度に概算交付されました療養給付費等負担金につきまして、厚生労働省のほうから昨年12月末に決定がなされ、本町においては交付額が超過していたということで、超過分の返還分を計上しているところでございます。

これらの要因を含めまして、本年度の単年度収支を見込みますと、約1億6,025万3,000円の財源不足となります。これと、前年度繰上充用金の確定額6,916万円を合わせ、2億3,541万3,000円の財源不足見込みが生じることから、国保財政健全化繰り入れといたしまして、一般会計から2億3,000万円を繰入計上するものでございます。

それでは、別冊の別海町国民健康保険特別会計補正予算書、1ページをお開き願います。

平成21年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成21年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,961万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,071万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入です。

1款国民健康保険税、1項で647万2,000円の増。

2款国庫支出金、1項と2項で253万5,000円の減。

3款療養給付費等交付金、1項で621万7,000円の減。

5款道支出金、1項と2項で6,376万8,000円の減。

6款共同事業交付金、1項で2,947万1,000円の増。

7款繰入金、1項で2億3,385万9,000円の増。

8款諸収入、3項で1億1,766万6,000円の減。

歳入総額で7,961万6,000円を増額し、25億5,071万6,000円とするものでございます。

次に、3ページ、歳出です。

1款総務費、1項と4項で32万円の減。

2款保険給付費、1項、2項、5項合わせまして7,680万円の増。

7款共同事業拠出金、1項で3,376万円の減。

8款保健事業費、1項と2項で188万円の減。

10款諸支出金、1項で4,240万2,000円の増。

11款前年度繰上充用金、1項で362万6,000円の減。

歳出合計で7,961万6,000円を増額し、25億5,071万6,000円とするものでございます。

次の事項別明細書は省略させていただきまして、13ページの歳出から説明いたします。

13ページをお開き願います。

3の歳出です。

款項の金額は省略し、目の金額で申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費、7万9,000円の減。執行残の精査でございます。

2目連合会負担金、4万1,000円の減。執行残の精査による減額でございます。

4項1目趣旨普及費、20万円の減。これにつきましても執行残の精査による減でございます。

14ページです。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、4,200万円の増。2目退職被保険者等療養給付費、500万円の増。3目一般被保険者療養費、100万円の増。いずれも本年度の医療推計による増額でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費、2,180万円の増。医療費推計による増額でございます。

5項1目出産育児一時金、700万円の増。出生見込み件数の増加と、昨年10月から出産育児一時金の改正がなされまして、38万円から42万円に引き上げられたことに伴う増額でございます。

15ページです。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、379万6,000円の減。2目保険財政共同安定化事業拠出金、2,996万4,000円の減。いずれも拠出金額の確定に伴う減額でございます。

次に、16ページをお開き願います。

8款保健事業費、1項1目健康増進指導事業費、20万7,000円の減。執行残の精査によるものでございます。

2項1目特定健康審査等事業費、167万3,000円の減。執行残の精査によるものでございます。

17ページに入ります。

10款諸支出金、1項3目償還金4,240万2,000円の増。これは、平成20年度に概算交付されました療養給付費交負担金の確定によりまして、超過交付額の返還金として4,240万2,000円の増額するものでございます。

次に、18ページです。

11款前年度繰上充用金、1項1目前年度繰上充用金、362万6,000円の減。前年度繰上充用金の額の確定によります減額でございます。

次に、7ページの歳入に入ります。

2の歳入です。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税、43万1,000円の減。2目退職被保険者等国民健康保険税、690万3,000円の増。いずれも本年1月末現在の収納実績から推計したものでございます。

8ページに入ります。

2款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金、408万6,000円の減。本年度の負担金の確定見込みにより、それぞれ増減するものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、94万9,000円の減。3目特定健康審査等負担金、79万9,000円の減。いずれも負担金の確定見込みに伴う減額でございます。

2 項 2 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、2 3 5 万 9,000 円の増。本目新設で、平成 21 年度の介護報酬改定による国保税の急激な上昇を抑制するために、介護納付金の納付割合によって交付されるものでございます。

3 目出産育児一時金補助金、94 万円の増。本目新設で、これは昨年 10 月の出産育児一時金の改定による増額分の 4 万円の対して、その 2 分の 1 が国庫補助となるものでございます。

9 ページに入ります。

3 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金、6 2 1 万 7,000 円の減。退職者の療養給付費の見込みによる減額でございます。

5 款道支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金、94 万 9,000 円の減。2 目特定健康審査等負担金、79 万 9,000 円の減。いずれも負担金確定見込みによる減額でございます。

2 項 1 目財政調整交付金、6,202 万円の減。これにつきましては、共同事業における交付金と拠出金の差、いわゆる拠出金の持ち出し率の 3 %を超えた部分に対して、北海道が財政調整基金として交付されるものでございますが、今回、交付金と拠出金が確定されましたので、再計算いたしまして減額するものでございます。

10 ページをお開き願います。

6 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金、1,743 万 3,000 円の増。2 目保険財政共同安定化事業交付金、1,203 万 8,000 円の増。いずれも交付金の確定による増額でございます。

11 ページです。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、2 億 3,385 万 9,000 円の増。主なものといたしましては、その他一般会計繰入金で 2 億 3,551 万円の増。このうち、概要説明でも申し上げました 21 年度の単年度収支と、20 年度の繰上充用金の確定に伴いまして見込まれる不足財源のうち、2 億 3,000 万円を国保財政健全化繰り入れとして、一般会計から繰り入れるものが主なもので、その他につきましては確定及び見込みによる増減でございます。

次に、12 ページをお開き願います。

8 款諸収入、3 項 3 目一般被保険者返納金、154 万 1,000 円の増。一般被保険者の返納金の増でございます。

5 目歳入欠かん補てん収入、1 億 2,602 万円の減。平成 21 年度会計の財源不足を補う予算でございますが、今回、一般会計繰入金の補正によりまして減額するものでございます。

6 目雑入、681 万 3,000 円の増。本目新設でございますが、これは平成 19 年度分の老人医療費拠出金の精算に伴う還付金でございます。

以上で、議案第 13 号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 13 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

日程第 8 議案第 14 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 8 議案第 14 号平成 21 年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（光延 章君） 別海町下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

予算書をごらんいただきたいと思います。

1 ページをごらんください。

議案第 14 号平成 21 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 21 年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,842 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1,907 万 6,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による

第 2 条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 3 条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

3 ページをごらんください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項で 79 万 7,000 円の増額。

2 款使用料及び手数料、1 項、2 項合わせまして 293 万 7,000 円の増額。

3 款国庫支出金、1 項で 20 万円の減額。

4 款財産収入、1 項で 3,000 円の減額。

5 款繰入金、1 項で 2,116 万 5,000 円の減額。

6 款繰越金、1 項で 1 万円の増額。

7 款諸収入、1 項で 70 万円の減。

8 款町債、1 項で 10 万円の減額。

歳入合計で 1,842 万 4,000 円減額し、9 億 1,907 万 6,000 円とするものでございます。

4 ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項で 17 万 9,000 円減額。

2 款下水道施設費、1 項で 244 万 7,000 円減額。

3 款集落排水施設費、1 項、2 項合わせまして 275 万 8,000 円の減額。

4 款公債費、1 項で 99 万 7,000 円の減額。

5 款給与費、1 項で 1,204 万 3,000 円の減額。

歳出合計で 1,842 万 4,000 円を減額し、9 億 1,607 万 6,000 円とするもの

でございます。

5 ページをごらんください。

第2表、債務負担行為の補正。

廃止でございます。

事項、平成21年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償。期間、平成21年度から平成25年度まで。限度額、別海町水洗便所改造資金融資条例により、金融機関が水洗便所改造等のため210万円を限度額として融資した額に対する損失を全額補てんする。

事項、別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担。平成21年度融資分でございます。期間、平成21年度から平成25年度まで。限度額1万円。

これにつきましては、借りる人がいなかったことによる廃止でございます。

6 ページをごらんください。

第3表、地方債補正でございます。

変更でございます。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業。補正前、限度額2,200万円。起債の方法、普通貸借。利率3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができる。補正後、限度額2,190万円。起債の方法、利率、償還の方法、補正前に同じでございます。合計、補正前限度額3億9,530万円を、補正後限度額3億9,520万円とするものでございます。

次の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきまして、9ページをごらんください。

さきに、款項につきましては説明させていただきましたので、目で御説明をいたします。

2歳入でございます。

1款1項1目下水道事業費分担金、79万7,000円の増額。これは決算見込額による増額でございます。

2款1項1目使用料、293万6,000円の増額。これにつきましても決算見込額による増額でございます。

2項1目手数料、1,000円の増額。精査による増額でございます。

3款1項1目下水道施設費補助金、20万円の減額。事業確定による減額でございます。

10ページをごらんください。

4款1項1目利子及び配当金、3,000円の減額。利子確定による減額であります。

5款1項1目繰入金、2,116万5,000円の減額。精査による減額でございます。

6款1項1目繰越金、1万円の増額。前年度繰越金の確定による増額でございます。

11ページをごらんください。

7款1項1目貸付金収入、70万円の減額。借り手がいなかったことによる減額でございます。

8款1項1目下水道施設債、10万円の減額。町債確定による減額でございます。

13ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、52万4,000円の増額。精査及び執行残でございます。

2目水洗化普及費、70万円の減額。借り手がいなかったことによる減額でございます。

3目財産管理費、3,000円の減額。利子確定による減額でございます。

14ページをごらんください。

2款1項1目処理場費、39万円の減額。

2目管渠維持費、100万円の減額。

3目施設整備費、105万7,000円の減額。

15ページです。

1目から3目につきましては、いずれも精査及び執行残でございます。

3款1項1目処理場費、55万4,000円の減額。

16ページをごらんください。

2目管渠維持費、30万円の減額。3目施設整備費、57万5,000円の減額。いずれも精査及び執行残でございます。

2項1目処理場費、113万9,000円の減額。

2目管渠維持費、19万円の減額。いずれも精査及び執行残でございます。

17ページをごらんください。

4款1項2目利子、99万7,000円の減額。利子確定による減額でございます。

18ページをごらんください。

5款1項1目給与費、1,204万3,000円の減額。これにつきましては、職員1名の減、人事異動、それから人勧による減額でございます。

19ページをごらんください。

補正予算給与費明細書でございます。

2一般職、(1)総括でございます。比較の欄で説明をいたします。

職員数1名の減。給与費給料535万9,000円の減、職員手当375万3,000円の減、計911万2,000円の減。共済費で293万1,000円の減。合計で1,204万3,000円を減額し、補正後2,427万2,000円とするものでございます。

以下につきましては、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第14号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ここで、10分間休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 9 議案第 15 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 9 議案第 15 号平成 21 年度別海町介護サービス特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（佐々木 諭君） 議案第 15 号の内容説明をいたします。

別冊の介護サービス事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成 21 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 21 年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,014 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,354 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款介護サービス費、1 項で 400 万円の減。

2 款使用料及び手数料、1 項で 200 万円の減。

3 款財産収入、1 項で 14 万円の減。

4 款繰入金、1 項で 400 万円の減。

歳入合計で 1,014 万円を減額し、8 億 5,354 万円とするものです。

歳出です。

3 款給与費、1 項で 1,014 万円の減。

歳出合計で 1,014 万円を減額し、8 億 5,354 万円とするものです。

次の事項別明細書 1 の総括は省略させていただきまして、5 ページの歳入から説明させていただきます。

2 の歳入です。

款項の金額につきましては省略し、目の金額で申し上げます。

1 款介護サービス費、1 項 1 目施設介護サービス費、400 万円の減でございます。これにつきましては、老人保健施設の入所に係りますサービス収入でございますが、収入見込みの精査によりまして減額するものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設介護サービス使用料、200 万円の減額でございます。これにつきましても、老人保健施設の入所に係る利用者の負担分ですが、収入見込みの精査によりまして減額するものでございます。

3 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入、14 万円の減でございます。これにつきましては、医師及び技術員住宅貸付収入の減額であります。

次、6 ページをお願いいたします。

4 款繰入金、1 項 1 目繰入金、400 万円の減でございます。これにつきましては、一般会計の繰入金ですが、今回の補正におきまして、収入で 614 万円の減となりますが、

支出経費で1,014万円の減となることから、その差額であります400万円を減額するものでございます。

次に、7ページの歳出でございます。

3、歳出です。

3款給与費、1項1目給与費、1,014万円の減でございます。これにつきましては、執行残、支出見込みの精査によります増減、及び期末勤勉手当の支給率の減によります減額でございます。

次に、9ページをお開きください。

補正予算給与費明細書でございます。

1.一般職、(1)総括。表の下段の補正前との比較の欄で申し上げます。

職員数4名の増。給与費、給料で50万円の減。職員手当で894万円の減。計で944万円の減。共済費で70万円の減。合計で1,014万円の減でございます。

次の職員手当の内訳につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第15号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

日程第10 議案第16号

○議長（渡邊政吉君） 日程第10 議案第16号平成21年度別海町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

福祉課参事。

○福祉課参事（清尾昌弘君） 議案第16号の内容説明を申し上げます。

別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

最初に、補正予算の概要を説明します。

歳入の国庫支出金、支払基金交付金、道支出金については、今年度の額が確定しましたので、減額補正をいたしました。

歳出の総務費は、不用額を減額し、保険給付費については残り2カ月の支払いがありますが、不用額分を減額補正しております。

平成21年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成21年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,630万円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ8億9,600万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入です。

3 款国庫支出金、1 項で 2,023 万 9,000 円の減。

4 款支払基金交付金、1 項で 4,519 万 3,000 円の減。

5 款道支出金、1 項で 956 万 8,000 円の減。

7 款繰入金、1 項で 1,130 万円の減。

歳入合計で 8,630 万円を減額し、8 億 9,600 万円とするものであります。

次に、4 ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項から 32 項合わせまして 58 万 6,000 円の減。

2 款保険給付費、1 項で 8,571 万 4,000 円の減。

歳出合計で 8,630 万円を減額し、8 億 9,600 万円とするものです。

次に、事項別明細書を省略いたしまして、7 ページの歳入から説明いたします。

歳入です。

款項の金額につきましては説明を省略いたしまして、目の金額を説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金、2,023 万 9,000 円の減。現年度分です。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金、4,532 万 5,000 円の減。

2 目介護予防事業交付金、13 万 2,000 円の増。

次に、8 ページをお開きください。

5 款道支出金、1 項 1 目介護給付費負担金、956 万 8,000 円の減。現年度分です。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1,130 万円の減。

次に、9 ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、13 万 8,000 円の減。

地域支援事業事務費 18 万 7,000 円の減、これは廃目です。

2 項 1 目賦課徴収費、6 万 7,000 円の減。

3 項、次に、10 ページをお開きください。

1 目介護認定審査会費、19 万円の減。

2 目認定調査費、4,000 円の減。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス費、8,571 万 4,000 円の減。

以上で、議案第 16 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 16 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

----- 日程第 11 議案第 17 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 11 議案第 17 号平成 21 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（斎藤英彦君） 議案第17号の内容説明をいたします。

別冊の別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書、1ページをお開き願います。

平成21年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成21年度別海町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,462万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,307万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項で676万円の減。

2 款広域連合支出金、1 項で33万5,000円の増。

3 款繰入金、1 項で957万4,000円の減。

4 款繰越金、1 項で137万4,000円の増。

歳入合計で1,462万5,000円を減額し、1億2,307万5,000円とするものでございます。

次に、歳出です。

1 款総務費、1 項と2 項で24万8,000円の増。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で1,487万3,000円の減。

歳出合計で1,462万5,000円を減額し、1億2,307万5,000円とするものでございます。

次の事項別明細書は省略させていただきまして、7ページの歳入から説明いたします。

7ページをお開き願います。

2の■です。

款項の金額については省略し、目の金額で申し上げたいと思います。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項1 目特別徴収保険料、1,214万円の減。2 目普通徴収保険料、538万円の増。これにつきましては、本年1月末現在の調定額をもとに、それぞれ増減したものでございます。

2 款広域連合支出金、本款新設でございます。1 項1 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、33万5,000円の増。これにつきましては、市町村が実施する広報事業などに対しまして、市町村の経費的負担を軽減し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資することを目的として、広域連合から特例交付金として交付されるものでございます。

8ページです。

3 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、957万4,000円の減。広域連合事務費負担金の確定に伴います繰入金31万6,000円の減。事務費繰入金5,160万円の減。これにつきましては、後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料の歳入予算計上額と、広域連合に納付します保険料負担金の差額分と、平成20年度決算に伴います繰越金の確定によります減額するものでございます。それから、保険基盤安定繰入金409万8,000

円の減。これにつきましては、保険料軽減額の道負担分4分の3と、町負担分4分の1の額の確定による減額でございます。

4款繰越金、1項1目繰越金、137万4,000円の増。平成20年度の決算額の確定に伴う繰越金でございます。

次に、9ページの歳出に入ります。

3.歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費、31万3,000円の増。歳入でも申し上げました広報事業に係る経費が、臨時特例交付金の対象となりましたので、広報紙掲載などに要した経費を一般会計へ繰り出すものでございます。

2項1目徴収費、6万5,000円の減。執行残の精査によるものでございます。

10ページです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、1,487万3,000円の減。これにつきましては、広域連合に納付する事務費負担金、保険料負担金、保険料の軽減に伴います保険基盤安定負担金を、それぞれ減額するものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第17号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

日程第12 議案第18号

○議長（渡邊政吉君） 日程第12 議案第18号平成21年度町立別海病院事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（宮部正好君） それでは、議案第18号について御説明申し上げます。お手元の平成21年度町立別海病院事業会計補正予算書（補正第2号）をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

平成21年度町立別海病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を、次のとおり改める。

2、年間患者数。

（1）入院、135名の増、計2万3,130人。

（2）外来、2,242人の増、計6万9,088人。

3、1日平均患者数。

（1）入院、変更ございません。

(2) 外来、9 人の増、計 2 8 6 人。

4、主要な建設改良事業。

(1) 別海病院建設事業、事業費 4, 2 2 5 万 5, 0 0 0 円の減、合計で 2 億 1, 9 5 8 万 3, 0 0 0 円。

(2) 医療機械器具購入事業、事業費 2 3 9 万 2, 0 0 0 円の減、合計で 3, 8 4 0 万 3, 0 0 0 円。

第 3 条、収益的収入及び支出。

予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

1 款病院事業収益 1 項医業収益、2, 2 9 0 万 4, 0 0 0 円の増。

2 項医業外収益、3, 5 8 4 万円の減。

1 項 2 項合わせて病院事業収益、1, 2 9 3 万 6, 0 0 0 円の減、計 1 7 億 4, 6 4 2 万円とするものであります。

支出。

1 款病院事業費用 1 項医業費用、7 6 万円の減。

2 項医業外費用、1 7 万 6, 0 0 0 円の減。

1 項、2 項合わせまして病院事業費用、9 3 万 6, 0 0 0 円の減、計で 1 8 億 1, 2 9 2 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

2 ページをお開きください。

第 4 条、資本的収入及び支出。

予算第 4 条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2, 5 6 5 万円は過年度分損益勘定留保資金 2, 5 6 5 万円で補てんするものとする。)

収入です。

1 款資本的収入 1 項企業債、4, 0 8 0 万円の減。

2 項出資金、9 7 万 8, 0 0 0 円の増。

3 項補助金、5 5 4 万 4, 0 0 0 円の減。

4 項寄附金、5 0 万円の増。

1 項から 4 項まで合わせまして、資本的収入、4, 4 8 6 万 6, 0 0 0 円の減で、計が 2 億 9, 9 3 0 万 8, 0 0 0 円とするものです。

支出。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、4, 4 6 4 万 7, 0 0 0 円の減。1 款の資本的支出が 3 億 2, 4 9 5 万 8, 0 0 0 円とするものです。

第 5 条、継続費。

予算第 5 条の継続費の総額及び年割額を、次のとおり改める。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、町立別海病院建設事業。補正後、2 2 億 3, 7 0 0 万円、年度及び年割額ですが、2 1 年度 2 億 1, 9 6 0 万円、2 2 年度 1 1 億 4, 2 5 0 万円、2 3 年度 8 億 7, 4 9 0 万円とするものです。

3 ページです。

第 6 条、企業債。

予算第 6 条の起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的、町立別海病院建設事業。補正後の限度額、1 億 2, 0 8 0 万円。

起債の目的、医療機械器具購入事業。補正後の限度額、960万円。

限度額の合計が補正後、1億3,040万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

第7条、一時借入金。

予算第7条中「5,000万円」を「1億5,000万円」に定める。

これは、病院建設工事に係る前払金等を支払うために、一時借入金の限度額を変更するものでございます。

第8条、たな卸資産の購入限度額。

予算第10条中「2億3,847万8,000円」を「2億3,744万7,000円」に改める。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

さきに款項で説明いたしましたので、目で説明いたします。

なお、今回のこの補正ですが、精査によるものでございます。

収益的収入及び支出。

収入。

1款1項1目入院収益、697万6,000円増。入院収益697万6,000円の増。

2目外来収益、1,434万5,000円の増。外来収益で1,434万5,000円の増。

3目その他医業収益、158万3,000円の増。公衆衛生活動収益1,394万9,000円の増。その他医業収益、1,096万6,000円の減。保険金140万円の減。

2項1目受取利息配当金、8万5,000円の減。預金利子8万5,000円の減。

2目他会計補助金、521万2,000円の増。一般会計補助金521万2,000円の増。

3目補助金、5万7,000円の増。道補助金5万7,000円の増。

4目負担金交付金、4,694万3,000円の減。一般会計負担金4,694万3,000円の減。

6目その他医業外収益、591万9,000円の増。その他医業外収益591万9,000円の増でございます。

次に、支出、11ページです。

1款1項2目材料費、178万4,000円の減。診療材料費で103万1,000円の減。医療消耗備品費75万3,000円の減。

3目経費、284万9,000円の減。内訳が、職員被服費10万3,000円の減。委託料236万3,000円の減。手数料28万1,000円の減。諸会費で10万2,000円の減。

4目減価償却費、194万1,000円の増。建物減価償却費60万1,000円の増。構築物減価償却費74万2,000円の増。機械備品減価償却費57万3,000円の増。その他無形固定資産2万5,000円の増。

5目資産減耗費、387万9,000円の増。固定資産除却費で387万9,000円の増。

6目研究研修費、54万7,000円の減。謝金で10万円の減。図書費44万7,000円の減。

7目その他医業費用、140万円の減。賠償金で140万円の減。

2款2目雑損失、17万6,000円の減。その他雑損失17万6,000円の減でございます。

次、12ページです。

資本的収入及び支出。

収入でございます。

1款1項1目企業債、4,080万円の減。企業債で4,080万円の減。

2■出資金1目他会計出資金、97万8,000円の増。一般会計出資金97万8,000円の増です。

3■1目補助金、554万4,000円の減。国庫補助金で554万4,000円の減。

4■1目寄附金、50万円の増。寄附金で50万円の増。

次に、支出です。

1款1項1目建物建築事業費、4,225万5,000円の減。工事請負費で4,200万円の減。消耗品費で23万8,000円の減。手数料で1万7,000円の減。

2目資産購入費、239万2,000円の減。医療機械購入費で239万2,000円の減でございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度町立別海病院事業会計資金計画でございます。

合計と差し引きで申し上げます。

受入資金、補正額が3,876万2,000円、計で26億5,384万9,000円。

支払資金、4,868万3,000円の増で、計で24億9,129万円。差し引き992万1,000円の減で、1億6,255万9,000円となるものです。この金額が、9ページの貸借対照表中、2番の流動資産の(1)現金預金ということになります。

8ページ、9ページの損益計算書、貸借対照表につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

これで説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第18号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

----- 日程第13 議案第19号

○議長（渡邊政吉君） 日程第13 議案第19号平成21年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（光延 章君） 別海町水道事業会計補正予算書について説明をいたします。

予算書をごらんいただきたいと思います。

1ページをごらんください。

議案第19号平成21年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

平成21年度別海町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益は、第1項営業収益で1,070万7,000円増額。第2項営業外収益で59万2,000円増額。1項、2項合わせまして、1,129万9,000円増額し、6億8,831万4,000円とするものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用は、第1項営業費用で2,363万8,000円減額。第2項営業外費用で274万2,000円増額。1項、2項合わせまして2,089万6,000円減額し、4億9,270万円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億483万5,000円は、減債積立金1億2,893万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額890万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,699万6,000円で補てんするものとする。)

収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項工事負担金で480万9,000円減額し、2,129万7,000円とするものであります。

支出でございます。

第1款資本的支出は、第1項建設改良費で3,636万2,000円減額し、3億2,613万2,000円とするものであります。

2ページをごらんください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

職員給与費、917万9,000円減額し、8,000万5,000円とするものでございます。

第5条、支出予定の各項の経費の金額の流用。

支出予定の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税予算に不足が生じた場合、その充当のために項間の流用ができるものとする。

第5条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額「1,898万4,000円」を「1,560万6,000円」に改める。

3ページ、4ページの平成21年度別海町水道事業会計補正予算実施計画書は説明を省略させていただきまして、11ページをごらんください。

平成21年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

さきに款項については説明させていただきましたので、目で御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目給水収益、1,322万7,000円の増額。実績見込額による増額でございます。

2目受託工事収益、267万7,000円の減額。工事の確定による減額でございます。

す。

3目その他の営業収益、15万7,000円の増額。実績見込額による増額であります。

2項1目受取利息及び配当金、79万4,000円の増額。2目負担金、10万8,000円の減額。3目雑収益、9万4,000円の減額。いずれも実績見込額による増減額でございます。

12ページをごらんください。

支出でございます。

1款1項1目原水及び浄水費、560万9,000円の減額。2目配水及び給水費、252万7,000円の減額。いずれも精査及び執行残でございます。

13ページをごらんください。

3目受託工事費、392万1,000円の減額。工事の確定による減額でございます。

4目総係費、1,022万4,000円の減額。精査及び執行残でございます。

14ページをごらんください。

5目減価償却費、454万4,000円の減額。6目資産減耗費、318万7,000円の増額。2項3目消費税及び地方消費税、274万2,000円の増額。いずれも精査によるものでございます。

15ページをごらんください。

資本金収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目工事負担金、480万9,000円の減額。工事確定による減額であります。

次に、支出でございます。

1款1項1目事務費、65万4,000円の減額。精査及び執行残であります。

2目施設費、2,434万2,000円の減額。主なものは、節の委託料2,400万円の減額であります。これは、水道施設を単独改修するための実施設計をする計画でしたが、国の事業での改修についての可能性も含め協議中であることから、本年度の事業実施を見送ることとし、平成22年度予算に改めて計上することといたしました。その他の減額は、執行残であります。

3目量水器設置費、800万7,000円の減額。4目固定資産購入費、335万9,000円の減額。いずれも執行残でございます。

5ページをごらんください。

平成21年度別海町水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は、1から5まで合わせまして1,671万3,000円を増額し、30億7,443万6,000円とする。

支払資金は、1、3、5合わせまして6,956万5,000円減額し、6億2,526万3,000円とする。差し引きで8,627万8,000円を増額し、24億4,917万3,000円とするものであります。これは、年度末の現金預金の予定額であります。

6ページをごらんください。

補正予算給与費明細書でございます。

1.総括。比較の合計欄で説明をいたします。

職員数は変更がありません。給与費の給料で290万8,000円の減。手当で453万円の減。計で743万8,000円減。法定福利費で174万1,000円の減。合計で

9 1 7 万 9 , 0 0 0 円を減額し、補正後の合計で 8 , 0 0 0 万 5 , 0 0 0 円とするものでございます。

以下の説明については省略をさせていただきますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

9 ページをごらんいただきたいと思います。

平成 2 1 年度別海町水道事業予定損益計算書でございます。

一番下をごらんいただきたいと思います。当年度純利益は 1 億 8 , 6 7 1 万 1 , 0 0 0 円となる予定でございます。

1 0 ページの平成 2 1 年度別海町水道事業予定貸借対照表につきましては、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 9 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ここで、1 0 分間休憩いたします。

午後 3 時 0 5 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 1 4 議案第 3 号から日程第 2 2 議案第 1 1 号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 4 議案第 3 号平成 2 2 年度別海町一般会計予算、日程第 1 5 議案第 4 号平成 2 2 年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第 1 6 議案第 5 号平成 2 2 年度別海町老人保健特別会計予算、日程第 1 7 議案第 6 号平成 2 2 年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第 1 8 議案第 7 号平成 2 2 年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第 1 9 議案第 8 号平成 2 2 年度別海町介護保険特別会計予算、日程第 2 0 議案第 9 号平成 2 2 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 2 1 議案第 1 0 号平成 2 2 年度町立別海病院事業会計予算、日程第 2 2 議案第 1 1 号平成 2 2 年度別海町水道事業会計予算の 9 件については、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この 9 件の新年度予算については、予算審査特別委員会を設置し詳細な審査をいたしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明をお願いいたします。

それでは、議案第 3 号平成 2 2 年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小守 正君） 議案第 3 号の内容説明を申し上げます。

別冊の平成 2 2 年度別海町一般会計予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 3 号平成 2 2 年度別海町一般会計予算。

平成 2 2 年度別海町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4 1 億 4 , 5 0 0 万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、40億円と定める。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

まず、歳入です。款の金額で申し上げます。

1款町税、5項で、20億3,769万4,000円。

2款地方譲与税、2項で、4億2,100万円。

3款利子割交付金、1項で、1,000万円。

4款配当割交付金、1項で、150万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項で、60万円。

6款地方消費税交付金、1項で、1億4,000万円。

7款自動車取得税交付金、1項で、6,560万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で、4,489万6,000円。

9款地方特例交付金、1項で、2,730万円。

10款地方交付税、1項で、68億4,000万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項で、640万円。

12款分担金及び負担金、2項で、3億153万9,000円。

13款使用料及び手数料、3項で、3億5,445万9,000円。

14款国庫支出金、3項で、9億5,198万2,000円。

15款道支出金、3項で、5億4,175万4,000円。

16款財産収入、2項で、5,325万1,000円。

17款寄附金1項で、4ページになりますが、10万円。

4ページをお開きください。

18款繰入金、1項で、1億4,197万1,000円。

19款繰越金、1項で、1,000万円。

20款諸収入、5項で、8億8,035万4,000円。

21款町債、1項で、13億1,460万円。

歳入合計で、141億4,500万円とするものです。

次に、5ページをお開きください。

こちらは、歳出になります。

1款議会費、1項で、7,909万3,000円。

2款総務費、6項で、12億4,455万1,000円。

3款民生費、2項で、20億565万円。

4款衛生費、2項で、13億7,181万2,000円。

5款労働費、1項で、1,585万5,000円。

6款農林水産業費、4項で、19億8,801万9,000円。

7 款商工費 1 項で、6 ページにわたっておりますが、1 億 5,333 万 3,000 円。

次、6 ページをお開きください。

8 款土木費、5 項で、14 億 6,590 万円。

9 款消防費、1 項で、5 億 2,995 万円。

10 款教育費、6 項で、9 億 7,496 万 9,000 円。

11 款災害復旧費、2 項で、11 万 5,000 円。

12 款公債費、1 項で、19 億 2,417 万 2,000 円。

13 款給与費、1 項で、23 億 6,158 万 1,000 円。

14 款予備費、1 項で、3,000 万円。

歳出合計で、141 億 4,500 万円とするものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

第 2 表、地方債です。

起債の目的ですが、美原東地区基幹農道整備事業から、次の 9 ページのスクールバス購入事業までの 32 事業、それと臨時財政対策債 1 件で、限度額の合計は 13 億 1,460 万円となります。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行。利率は 3 % 以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法につきましては、公的資金についてはその融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえすることができるというものでございます。

次の歳入歳出事項別明細書の内容は、説明は省略させていただきまして、185 ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、給与費明細書となります。

まず、1 の特別職で、比較の欄で申し上げます。

比較の欄のその他の特別職で職員数が 1 名減。給与費の報酬で 591 万 4,000 円の増。期末手当では長等で 55 万 3,000 円の減。議員で 150 万 6,000 円の減。計で 205 万 9,000 円の減でございます。共済費につきましては、長等で 65 万 1,000 円の減。議員で 1 万 8,000 円の減。計で 66 万 9,000 円の減になります。合計では、長等で 120 万 4,000 円の減。議員で 152 万 4,000 円の減。その他の特別職につきましては、591 万 4,000 円の増で、合計では 318 万 6,000 円の増になります。本年度の特別職の合計になりますが、合計で 1 億 4,996 万 4,000 円となるものでございます。

次に、186 ページをお開きください。

こちらは 2 の一般職、総括になります。

こちら本年と比較いたしまして、職員数では 1 名の減。給与費の給与では 3,000 円の減。職員手当は 4,895 万円の減。計では 7,895 万円の減となります。共済費につきましては、退職負担金の増などによりまして 9,960 万円増額となり、合計では 2,065 万円の増額となります。本年度の一般職の給与費・共済費の合計では、23 億 916 万円となるものでございます。

以下、職員手当の内訳、あるいは下の欄になります 187 ページ以降の内容説明は、省略をさせていただきます。

次に、１９２ページをお開きください。

こちらは債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となります。全部で８３件ございますが、２０１ページの合計で申し上げます。

２０１ページをお開きください。

２０１ページ、下段になります。合計での限度額につきましては、５４億５,２７８万円、前年度末までの支出見込額は１７億２,２３７万３,０００円、当該年度以降の支出予定額は２１億２,３４７万円。なお、上段の括弧の内訳は、本年度の支出予算額となっております。支出予定額の財源内訳は、３億３,６８９万１,０００円、こちら国・道支出金となります。その他の財源ですが、７億５,０５５万４,０００円、一般財源につきましては１０億３,６０２万５,０００円になるというものでございます。

次に、２０２ページをお開きください。

こちらは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分１の一般公共事業債から１６のその他までの合計で、前々年度末現在高、こちら平成２０年度になりますが、こちらの合計が１７５億４０４万８,０００円、前年度末現在高見込額、こちら２１年度末の見込みとなりますが、合計で１５８億６,０１２万６,０００円。増減見込みのうち、当該年度中起債見込額、合計で１３億１,４６０万円、当該年度中元金償還見込額１６億４,００６万１,０００円。差し引き当該年度末現在高見込額は、合計で１５５億３,４６６万５,０００円となる見込みとなっております。

この地方債の残高につきましては、平成１３年度の２０９億８５万９,０００円をピークに、年々減少しております。今後も臨時財政対策債、こちらを除く地方債の発行を８億円以下に抑制しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第３号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第４号平成２２年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第５号平成２２年度別海町老人保健特別会計予算、議案第７号平成２２年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第８号平成２２年度別海町介護保険特別会計予算、議案第９号平成２２年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の５件について、順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（佐竹 博君） それでは、議案第４号平成２２年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書をごらんいただきたいと思います。

本予算は例年のとおり、医療費、あるいは課税所得の不確定により、６月で肉づけを行う骨格予算となっております。

それでは１ページをごらんください。

平成２２年度別海町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入支出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２３億６,７００万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

第２条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款のみでの説明とさせていただきます。

まず、3ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費、2,009万3,000円。

2款保険給付費、14億1,944万4,000円。

3款後期高齢者支援金等、3億5,263万1,000円。

4款前期高齢者納付金等、63万7,000円。

5款老人保健拠出金、241万7,000円。

6款介護納付金、1億6,387万4,000円。

7款共同事業拠出金、3億6,026万9,000円。

8款保健事業費、2,204万2,000円。

4ページに移ります。

9款公債費、2,323万8,000円。

10款諸支出金、135万5,000円。

11款予備費、100万円。

歳出合計で23億6,700万円とするものであります。

2ページにお戻りください。

歳入です。

1款国民健康保険税、8億9,851万6,000円。

2款国庫支出金、6億2,316万9,000円。

3款療養給付費等交付金、5,042万6,000円。

4款前期高齢者交付金、1億1,073万2,000円。

5款道支出金、1億2,162万6,000円。

6款共同事業交付金、3億1,524万5,000円。

7款繰入金、1億6,411万8,000円。

8款繰越金、1万円。

9款諸収入、8,315万8,000円。

歳入合計で23億6,700万円とするものであります。

次の事項別明細書等の説明は、省略させていただきます。

23ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1の特別職。国民健康保険運営協議会委員に係るものですが、下段の比較の欄で説明いたします。

特別職7人は、前年と変わりはありません。給与費で、21年度で中止になった委員研

修会が22年度に開催予定であることから、5万円の増額となっております。

次に、24ページをお開き願います。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

平成18年度に借り入れした広域化等支援基金貸付金です。前々年度末現在高、20年度末の残高ですが、4,647万7,000円。前年度末現在高見込額、21年度末の残高見込みでございますが、2,323万8,000円。当該年度中増減見込み中の当該年度中元金償還見込額、22年度中の元金償還見込みでございますが、2,323万8,000円。当該年度末現在高見込額、22年度末の残高見込額でございますが、償還完了によりゼロ円となります。

以上で、平成22年度の別海町国民健康保険特別会計予算の説明といたします。

続きまして、議案第5号平成22年度別海町老人保健特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書をごらん願いたいと思います。

本会計は、平成20年4月1日より、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、平成20年3月診療分の請求遅延分のみ予算計上となっております。22年度をもって廃止となります。

それでは、1ページをごらんください。

平成22年度別海町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ200万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算です。

款のみで説明させていただきます。

まず、歳入です。

1款支払基金交付金、109万8,000円。

2款国庫支出金、60万円。

3款道支出金、15万円。

4款繰入金、15万円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、1,000円。

歳入合計で、200万円とするものであります。

4ページをお開き願います。

歳出です。

1款医療諸費、199万8,000円。

2款道支出金、2,000円。

歳出合計で、200万円とするものであります。

以下、事項別明細書等の説明は、省略させていただきます。

以上で、平成22年度の別海町老人保健特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号平成22年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容説明

を申し上げます。

別冊の予算書、１ページをごらん願います。

平成２２年度別海町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８億８，８２０万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算です。

款のみで説明させていただきます。

まず、歳入です。

１款介護サービス事業、４億７，８７５万８，０００円。

２款使用料及び手数料、９，９１７万３，０００円。

３款財産収入、８３万２，０００円。

４款繰入金、２億９，０７３万３，０００円。

５款繰越金、１万円。

６款諸収入、１，１４９万４，０００円。

７款国庫支出金、７２０万円。

歳入合計で、８億８，８２０万円とするものであります。

次に、３ページ、歳出です。

１款介護サービス事業費、３億６，１９５万９，０００円。

２款公債費、６，８６２万８，０００円。

３款給与費、４億５，４６１万３，０００円。

４款予備費、３００万円。

歳出合計で、８億８，８２０万円とするものであります。

次の事項別明細書等の説明は省略させていただきます、２３ページをお開き願います。

給与費明細書です。

１の一般職、（１）の総括です。表の下段の比較の欄で御説明いたします。

職員数は４名の増で、特別養護老人ホームの事務員１名、老人保健施設の事務員１名と作業療法士２名の増によるものでございます。給与費の給料で２６万円の減。職員手当で５７９万３，０００円の減。共済費で３８８万１，０００円の増。合計で２１７万２，０００円の減となるものであります。

職員手当の内訳以下は省略させていただきます、次に、２９ページをお開き願います。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計欄で申し上げます。

前々年度末現在高、平成２０年度末の残高ですが、９億３，００６万円。前年度末現在高見込額、平成２１年度末の残高見込みですが、８億８，１４６万２，０００円。当該年度中増減見込み中の当該年度中元金償還見込額、平成２２年度中の元金償還見込みですが、４，９８０万円。当該年度末現在高見込額、平成２２年度末の残高見込みでございます。

が、8億3,166万3,000円となるものでございます。

なお、区分欄の病院事業ですが、内容は、老健施設、訪問看護ステーション及び医療技術職員住宅の建設の3事業に係る分でございます。

厚生福祉施設整備事業ですが、デイサービスセンター建設事業に係る分でございます。

以上で、平成22年度別海町介護サービス事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号平成22年度別海町介護保険特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年度別海町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,150万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款のみで説明させていただきます。

まず、歳入です。

1款保険料、1億4,851万9,000円。

2款分担金及び負担金、52万2,000円。

3款国庫支出金、2億3,472万8,000円。

4款支払基金交付金、2億8,771万6,000円。

5款道支出金、1億4,399万円。

6款財産収入、10万6,000円。

7款繰入金、1億7,502万5,000円。

8款繰越金、1万円。

9款諸収入、88万4,000円。

歳入合計で、9億9,150万円とするものであります。

4ページをお開き願います。

歳出です。

1款総務費、1,537万4,000円。

2款保険給付費、9億5,323万6,000円。

3款地域支援事業費、1,938万4,000円。

4款基金積立金、10万6,000円。

5款諸支出金、40万円。

6款予備費、300万円。

歳出合計で、9億9,150万円とするものであります。

次の事項別明細書等の説明は、省略させていただきます。

21ページをお開き願いたいと思います。

給与費明細書でございます。

1の特別職。介護認定審査会委員に係るものでございますが、下段の比較の欄で説明いたします。

特別職４名は、前年と変わりありません。給与費ですが、前年まで平均委員会開催件数で予算計上しておりました報酬額を、２２年度からは委員会開催予定件数どおりの予算計上するということで、５万２，０００円の増額となっております。

以上で、平成２２年度別海町介護保険特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９号平成２２年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書、１ページをごらんいただきたいと思います。

平成２２年度別海町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億３，０００万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

３ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算です。

款のみで説明させていただきます。

まず、歳入です。

１款後期高齢者医療保険料、８，６８９万２，０００円。

２款繰入金、４，２５８万７，０００円。

３款繰越金、１，０００円。

４款諸収入、５２万円。

歳入合計で、１億３，０００円とするものであります。

次に、４ページをお開きください。

歳出です。

１款総務費、１６１万円。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１億２，４８８万円。

３款諸支出金、５１万円。

４款予備費、３００万円。

歳出合計で、１億３，０００万円とするものであります。

次の事項別明細書等の説明は、省略させていただきます。

以上で、平成２２年度別海町後期高齢者医療特別会計の内容説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第６号平成２２年度別海町下水道事業特別会計予算並びに議案第１１号平成２２年度別海町水道事業会計予算の２件について、順次説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（田中忠敏君） それでは、議案第６号平成２２年度別海町下水道事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

平成２２年度別海町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億３，５４０万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予

算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金、573万7,000円。

2 款使用料及び手数料、1億5,082万2,000円。

3 款国庫支出金、2,500万円。

4 款財産収入、7,000万円。

5 款繰入金、3億3,083万4,000円。

6 款繰越金、1万円。

7 款諸収入、99万円。

8 款町債、2,200万円。

歳入合計で、5億3,540万円とするものです。

4ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1,585万5,000円。

2 款下水道施設費、1億2,042万9,000円。

3 款集落排水施設費、4,848万7,000円。

4 款公債費、3億2,297万4,000円。

5 款給与費、2,465万5,000円。

6 款予備費、300万円。

歳出合計で、5億3,540万円とするものです。

5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為です。

事項といたしまして、平成22年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償。これは貸し付けした資金を返済できないケースが出た場合に、その損失を補償するものです。期間は平成22年度から平成27年度までで、限度額は210万円です。

別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担、これは平成22年度融資分に対する利子補給でございます。期間は平成23年度から平成27年度まで、限度額は1万円でございます。

6ページをお開きください。

第3表、地方債です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業。限度額が2,200万円。起債の方法は普通貸借でございます。利率は3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法は、公的資

金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができるとするものです。

次の、歳入歳出予算の事項別明細書、それから歳入歳出につきましては説明を省略いたします。

25ページをお開きください。

給与費明細書です。

1.一般職。(1)総括。区分欄の比較で申し上げます。

職員数は1名の減です。給与費の給料で534万1,000円の減。職員手当352万円の減。給与費計で886万1,000円の減。共済費279万9,000円の減。合計で、本年度1,166万円減の2,465万5,000円の予定でございます。

次の職員手当内訳等につきましては、省略をさせていただきます。

30ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

下水道事業一般分と臨時財政特例債等の合計で申し上げます。

前々年度末現在高、平成20年度末ですけれども、30億5,346万5,000円。前年度末現在高見込額、平成21年度末です。28億3,057万2,000円。当該年度中、平成22年度中増減見込みで当該年度中起債見込額が2,200万円。当該年度中元金償還見込額が2億4,834万1,000円。当該年度末現在高見込額が26億423万1,000円の予定でございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

引き続き、議案第11号平成22年度別海町水道事業会計予算について説明をいたします。

予算書の1ページをお開き願います。

議案第11号平成22年度別海町水道事業会計予算。

第1条、総則。

平成22年度別海町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1、給水件数7,053件、2、年間総給水量518万7,729立方メートル、3、1日平均給水量1万4,213立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1項と2項を合わせまして、7億235万7,000円。

支出。

第1款水道事業費用、第1項から第3項まで合わせて、5億2,974万6,000円。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億2,871万2,000円は、減債積立金1億3,198万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額932万9,000円、過年度分損

益勘定留保資金１億８，７３９万５，０００円で補てんするものとする。）

収入。

第１款資本的収入、第１項で９９０万円。

支出。

第１款資本的支出、第１項と第２項合わせまして、３億３，８６１万２，０００円。

２ページをお開きください。

第５条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、５，０００万円と定める。

第６条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費８，３０６万円、(2)交際費５万円。

第７条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、２，１０７万８，０００円と定める。

３ページ、４ページの予算実施計画の説明は、説明を省略させていただきます。

５ページをお開きください。

平成２２年度別海町水道事業会計資金計画です。

受入資金、支払資金の差引金額で申し上げます。

前年度、平成２１年度ですけれども、決算見込額が２４億４，９１７万３，０００円。当年度予定額が２５億２，０９６万８，０００円。増減で７，１７９万５，０００円の増となる予定でございます。

６ページをお開きください。

給与費明細書です。

１．総括。比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職増減はございません。給与費、給料につきましては２７６万９，０００円の減。手当２５３万３，０００円の減。計で５３０万２，０００円の減。法定福利費で８２万２，０００円の減。合計で、本年度６１２万４，０００円減の８，３０６万円の予定でございます。

以下の給料、手当の増減内訳については、説明を省略させていただきます。

損益につきましても、貸借対照表につきましても、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第１１号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第１０号平成２２年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） 議案第１０号の内容説明をいたします。

お手元の町立別海病院事業会計予算書の１ページをお開き願います。

平成２２年度町立別海病院事業会計予算。

第１条、総則。

平成２２年度町立別海病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

１、病床数９９床。

2、年間患者数 9 万 2,081 人。

3、1 日平均患者数 347 人。

4、主要な建設改良事業。(1)としまして町立別海病院整備事業、事業費 11 億 4,511 万 5,000 円。(2)医療機械器具購入事業、事業費 8,573 万 5,000 円。

第 3 条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第 1 款病院事業収益、第 1 項から第 3 項合わせまして、17 億 7,756 万円。

支出。

第 1 款病院事業費用、第 1 項から第 4 項合わせまして、18 億 4,883 万円。

次のページに参ります。

第 4 条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,348 万 2,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 2,348 万 2,000 円で補てんするものとする。)

収入。

第 1 款資本的収入、第 1 項から第 4 項合わせまして、12 億 6,974 万円。

支出。

第 1 款資本的支出、1 項 2 項合わせまして、12 億 9,322 万 2,000 円。

第 5 条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、町立別海病院整備事業及び医療機械器具購入事業の 2 点でございます。限度額の計は下段になりますが、7 億 610 万円。起債の方法、利率、償還の方法は、いずれも同じでございます。起債の方法、証書借り入れ。利率 3.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰り上げ償還または低利に借りかえることができる。

第 6 条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、11 億 5,000 万円と定める。一時借入金につきましては、病院本体工事費用の支払いのため、限度額を増額しております。

第 7 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 11 億 8,960 万 9,000 円。(2)交際費 180 万円。

第 8 条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1)医師及び看護師等の研究研修に要する経費、318 万 4,000 円。

(2)病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、1,709 万 3,000 円。

(3)病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、2,159 万 7,000 円。

第 9 条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2 億 3,502 万円と定める。

第 10 条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、建物。名称、町立別海病院建設工事。数量、一式。

種類、機械備品。名称、放射線デジタル化装置ほか。数量、一式。

次のページに参ります。

第 11 条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

次に、10 ページをお開き願います。

平成 22 年度町立別海病院事業会計資金計画でございます。

受入資金の当該年度予定額は、46 億 2,712 万 3,000 円。支払基金の当年度予定額は、44 億 6,348 万円。差し引きの欄ですが、1 億 6,364 万 3,000 円。これが、平成 22 年 3 月末の現金預金の残高となる予定でございます。

次に、給与費明細書を説明いたします。

総括の本年度及び比較の合計で申し上げます。

職員数、本年度 78 人。比較 1 人の減。給与費の合計欄ですが、本年度 9 億 6,139 万 1,000 円。比較では 162 万円の減。法定福利費、本年度、2 億 2,821 万 8,000 円、比較では 1,934 万 3,000 円の増。合計欄ですが、本年度、11 億 8,960 万 9,000 円、比較では 1,772 万 3,000 円の増でございます。

以上で、議案第 10 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、議案第 3 号から議案第 11 号までの平成 22 年度別海町各会計予算 9 件について、内容説明が終わりました。

ここで、お諮りいたします。

平成 22 年度別海町各会計予算の 9 件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号から議案第 11 号までの 9 件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の名称は、平成 22 年度別海町各会計予算審査特別委員会といたします。

次に、委員長及び副委員長の選出については、さきの議会運営委員会において先例に基づき候補者が選考されております。

お諮りいたします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に 10 番戸田憲悦議員、副委員長に 12 番佐藤初雄議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、平成 22 年度別海町各会計予算審査特別委員会の委員長に、10 番戸田憲悦議員、副委員長に 12 番佐藤初雄議員と決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、全員による平成２２年度別海町各会計予算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は省略をいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、質疑は、省略することに決定いたしました。

延会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りをいたします。

あすの議事日程及び天候の関係がございますので、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、本日は、これにて延会とすることに決定いたしました。

なお、明日は、午前１０時より本会議を開きます。

延会 午後 ４時１２分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員